

下請企業の皆様へ

社会保険等に参加しましょう

— みんなで取り組む保険加入 —

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

- 国土交通省発注工事では必要な法定福利費を確保しています。
- 平成24年度より、社会保険等未加入企業には、様々な場面で加入指導が始まります。

社会保険等未加入に対する取組へのお問い合わせ先

■(一財)建設業振興基金 構造改善センター
TEL : 03-5473-4572 FAX : 03-5473-4594
受付時間/9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝祭日を除く)

※保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」
TEL : 0570-018-240 (全国共通)
受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)
FAX : 0570-018-241
E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

国土交通省 厚生労働省
社団法人日本建設業連合会

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
建設業担当部局による立入検査 【平成24年11月より実施】	【営業所への立入検査】 ・建設業法に基づく立入検査において、労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求めます。 ・指導後も加入しない場合は、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。
	【工事現場への立入検査】 ・建設業法違反に関する検査に併せて、保険加入に関する調査を実施します。 ・調査の結果、下請企業に対する保険加入に関する指導がなされていない元請企業には注意喚起等を行います。
建設業許可更新時の加入状況確認 【平成24年11月より実施】	・建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加し、保険の加入状況を確認します。 ・未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導します。 ・指導しても保険に未加入の場合には、社会保険担当部局(日本年金機構、地方労働局等)へ通報します。

加入手続きは、

労働保険 : 労働基準監督署及び公共職業安定所
社会保険 : 年金事務所

で行っておりますので、未加入の場合は、速やかにご相談ください。

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

◎ 各種の届出等の事務処理については、社会保険労務士に依頼することもできます。手続依頼の相談についても、(一財)建設業振興基金構造改善センターへお問い合わせください。

あなたは社会保険等に加入していますか？

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みを平成24年度より開始します。

社会保険等へ加入するメリットとは？

社会保険等へ加入していると、家族の生活が守られます。

- ・けが・病気で働けない場合 ⇨ 給付を受けられます。
- ・万一障害を負った場合 ⇨ 年金の給付を受けられます。
- ・万一ご本人が死亡した場合 ⇨ ご遺族が年金の給付を受けられます。

ご自身が社会保険に加入しているか確認するには？

- 給与明細等に、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の天引きがあることを確認して下さい。
- 分からない場合は、所属している会社の給与担当者などに確認して下さい。

国土交通省 厚生労働省
社団法人日本建設業連合会

社会保険等へ未加入の場合は？

- 所属している会社へご相談いただき、加入手続きを行ってください。
- 会社へ相談しても加入できない場合は、下記保険担当部局へご相談ください。

加入手続き・相談窓口

労働保険：労働基準監督署及び公共職業安定所
社会保険：年金事務所

労働基準監督署、公共職業安定所、年金事務所の所在地は以下のアドレスから確認できます。

労働基準監督署 → <http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/location.html>

公共職業安定所 → <http://www.mhlw.go.jp/kyujin/hwmap.html>

年金事務所 → <http://www.nenkin.go.jp/n/www/section/index.html>

分からないことがあった場合のお問い合わせ先

■国土交通省 土地・建設産業局 建設市場整備課 労働資材対策室
TEL：03-5253-8111(代表)

<建設業法違反に関する通報窓口>

■国土交通省建設業法令遵守本部「駆け込みホットライン」
TEL：0570-018-240(全国共通)

受付時間/10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日除く)

FAX：0570-018-241

E-mail: kakekomi-hl@mlit.go.jp

社会保険等未加入に対する取組

平成29年度を目途に、企業単位では加入義務のある建設業許可業者の加入率100%となるよう社会保険等未加入企業に対する加入指導を強化します。

実施項目	実施内容
元請企業による下請指導 【平成24年11月より実施】	<ul style="list-style-type: none"> ・作業員名簿において、各作業員の加入している健康保険、年金保険及び雇用保険の名称及び被保険者番号等の記載欄が追加されます。 ・元請企業は、新規入場者の受け入れに際して、この作業員名簿により、各作業員の社会保険等の加入状況を確認し、未加入の作業員がいる下請企業に対しては、作業員を適切な保険に加入させるよう指導します。 ・遅くとも平成29年以降においては、適切な保険に加入していることを確認できない作業員については、元請企業は特段の理由がない限り現場入場を認めません。

みんなで取り組む建設業の保険加入

～いよいよ新たな取り組みがスタートします～

1-1 社会保険加入の徹底

○ このような状況に対し、建設業に関わる関係者が一体となった取り組みにより社会保険加入を徹底することで、企業間の健全な競争環境の構築と、持続的な発展に必要な人材の確保を図ることとしています。

不公正な競争環境

技能労働者の処遇低下

社会保険加入の徹底

企業間の健全な競争環境の構築

持続的な発展に必要な人材の確保

社会保険加入の徹底

- 法定福利費の適切な負担
- 建設技能労働者の公的保障の確保
- 不良不適格業者の排除

推進・支援

元請企業

下請企業

発注者

一体となった取り組み

建設技能労働者

国・都道府県
(建設業担当部局)

関係団体

1-2 社会保険とは

- 私たちが日々暮らす中では、避けがたいさまざまなリスクがあります。
- そういった時に生活を支えるために設けられている公の仕組みが雇用・医療・年金の各公的保険制度です。
- これらは加入する労働者・事業主が払う保険料と公の税金によって賄われています。
- 社会保険への加入は法律上の義務ですが、建設労働者の権利でもあるのです。

一人では支えきれない

暮らしの中のリスク

失業	不景気の中では仕事ができなくなり、失業してしまうことがあります。
病気やケガ	建設労働は体を痛めがちですが、病気やケガをして病院に行くと医療費がかかります。
無収入	年をとって仕事ができなくなると収入がなくなってしまいます。

みんなでリスクを支える仕組み＝社会保険

雇用保険	失業した時に一定期間失業手当が給付されます。
医療保険	一定の自己負担だけで医療機関で診療してもらうことができます。
年金保険	60歳以上になった時、加入期間に応じて毎月年金が給付されます。障害を負った時や本人が亡くなった時には障害年金や遺族年金が給付されます。

- ・事業所単位で加入
- ・その事業所で働く労働者は全て加入
- ・労働者・事業主の保険料と公費(税金)で賄う

-2-

(参考 1-2-1) 事業所の形態に応じた加入すべき公的保険

事業所の形態	常用労働者の数	就労形態	労働保険		社会保険		事業主負担計 (賃金等に対する比率)
			雇用保険	労災保険	医療保険 (事業主負担には介護保険料を含む)	年金保険	
法人 約40万社	1人~	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	-	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円~88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円~88円
	-	役員等	-	特別加入 (事業主負担あり)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○2保険+労災保険の負担 13.654%+労災保険料
個人事業主 約10万者	5人~	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	協会けんぽ、健康保険組合等※1 (事業主負担5.495%※2)	厚生年金※3 (事業主負担8.159%)	○3保険の負担 14.804%
	1人~4人	常用労働者	雇用保険 (事業主負担1.150%)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○雇用保険の負担 1.150%
	-	日雇労働者	日雇雇用保険 (事業主負担1.150% +日額48円~88円)	元請一括加入 (下請の事業主負担なし)	国民健康保険又は協会けんぽ(日雇特例被保険者)※1 (国保は事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○日雇労働保険の負担 1.150%+日額48円~88円
	-	事業主、一人親方	-	特別加入 (事業主負担あり)	国民健康保険 (事業主負担なし)	国民年金 (事業主負担なし)	○労災保険料の負担

※1 健康保険の適用除外の承認を受けることにより、国民健康保険に加入する場合がある。
(一部の国民健康保険組合については、事業主負担があるが、義務づけなし。)

※2 事業主負担は、協会けんぽ東京支部の平成23年度保険料率(介護保険2号被保険者保険料率を含む。)を例として記載。

※3 「厚生年金保険」は、児童手当拠出金を含む(厚生年金基金加入員を除く)。

■ : 事業主負担がある部分(元請一括加入を含む)

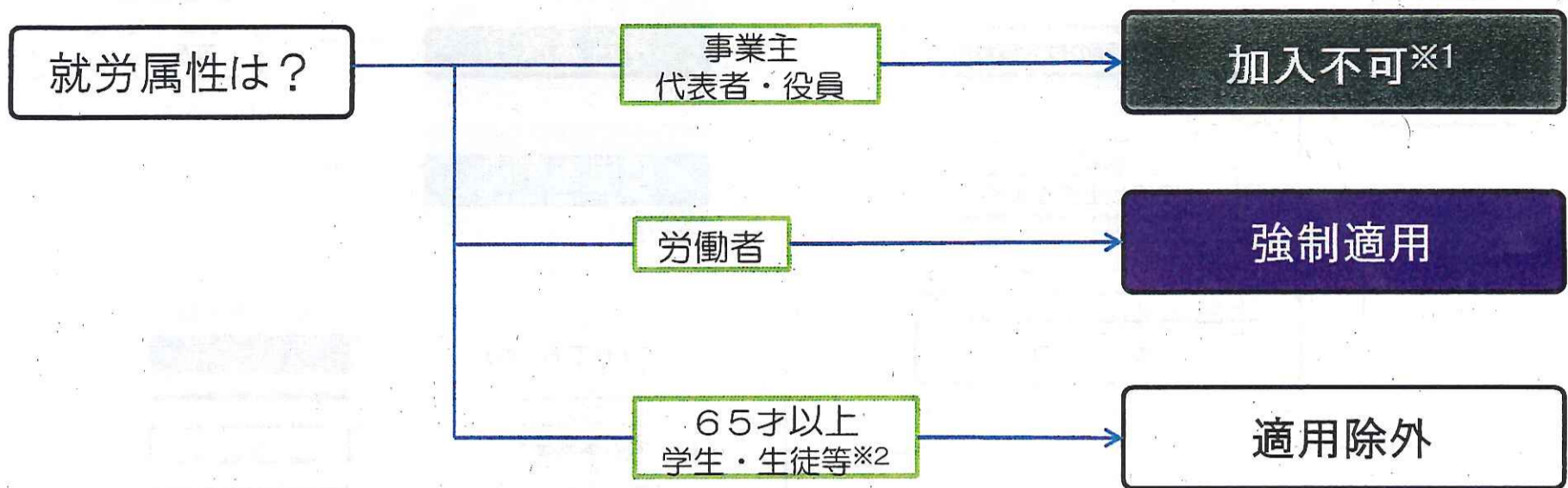
□ : 事業主負担がない部分

-3-

(参考1-2-2) 社会保険の適用関係について①

○雇用保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くのハローワーク等にお問い合わせ下さい。



※1 ただし、使用人兼務役員(例えば、取締役・工事部長)について、使用人部分は加入可

※2 下記が適用除外者に該当する

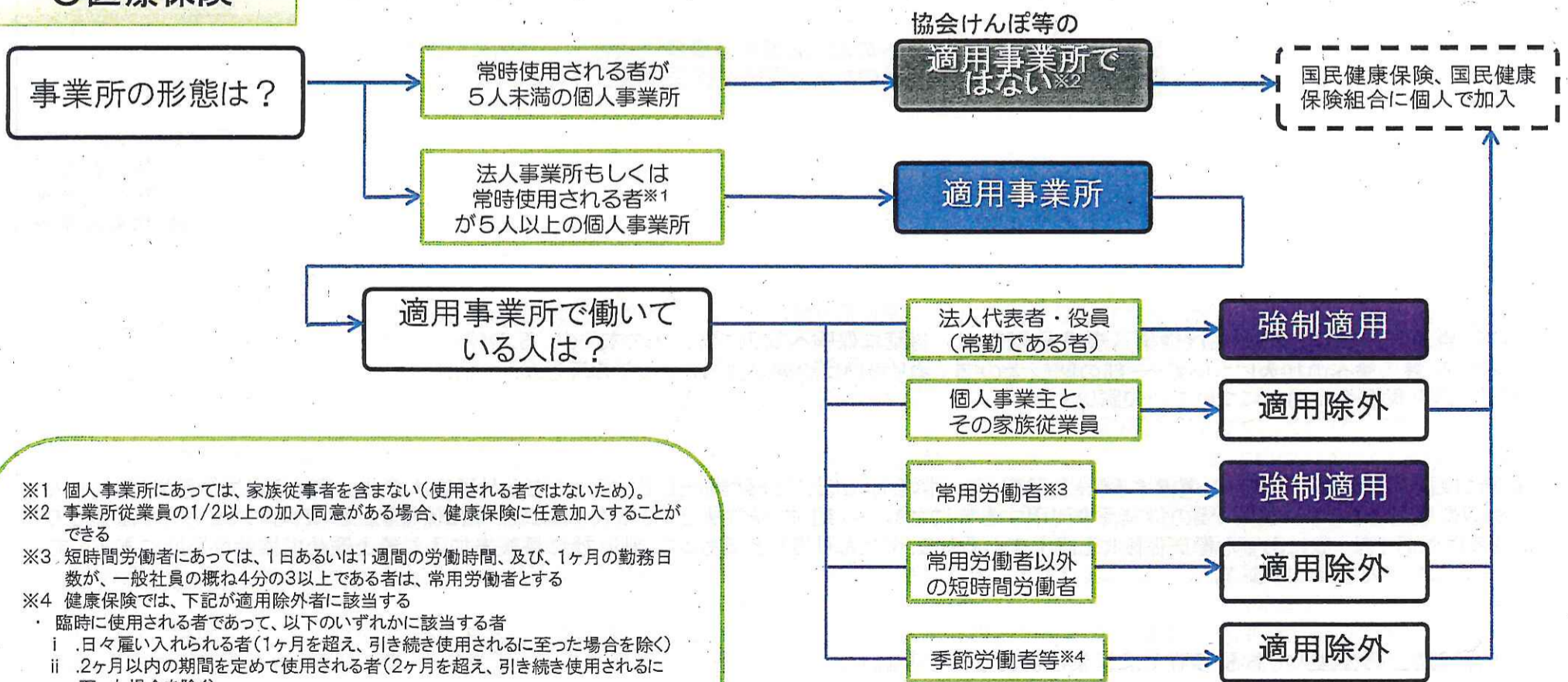
- ・ 65歳に達した日以後新たに雇用される者
- ・ 1週間の所定労働時間が20時間未満である者
- ・ 31日以上継続して雇用される見込みがない者
- ・ 大学や専修学校の学生・生徒等であって厚生労働省令に定める者 等

・ 強制適用となる者は、雇用保険の被保険者となります。
 ・ ただし、労働者のうち、日々雇い入れられる者で、日雇雇用保険に加入する場合は、被保険者自らが届け出る必要があります。

(参考1-2-3) 社会保険の適用関係について②

○医療保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



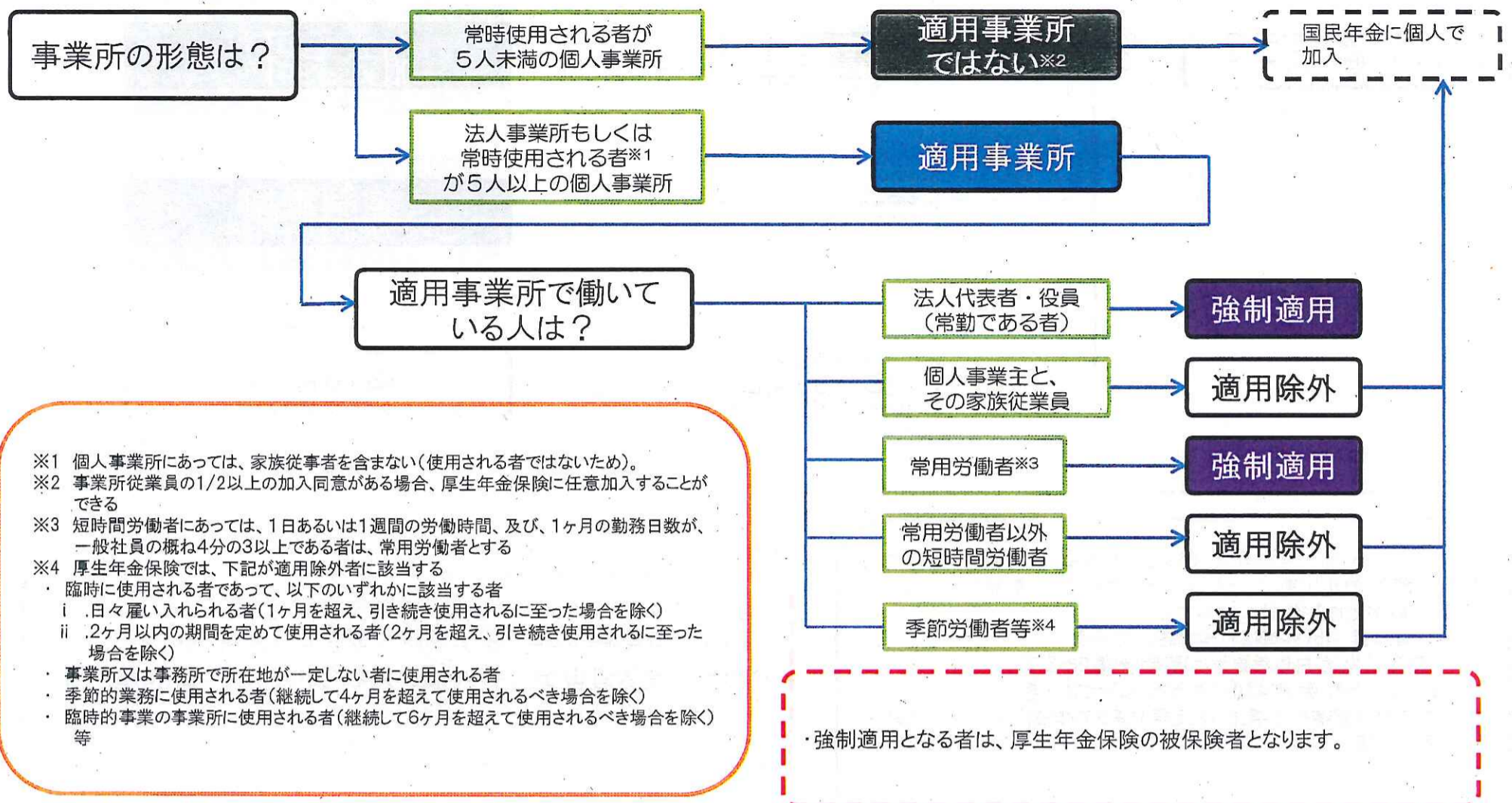
- ※1 個人事業所にあつては、家族従事者を含まない(使用される者ではないため)。
- ※2 事業所従業員1/2以上の加入同意がある場合、健康保険に任意加入することができる
- ※3 短時間労働者にあつては、1日あるいは1週間の労働時間、及び、1ヶ月の勤務日数が、一般社員の概ね4分の3以上である者は、常用労働者とする
- ※4 健康保険では、下記が適用除外者に該当する
 - ・ 臨時に使用される者であつて、以下のいずれかに該当する者
 - i 日々雇い入れられる者(1ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ii 2ヶ月以内の期間を定めて使用される者(2ヶ月を超え、引き続き使用されるに至った場合を除く)
 - ・ 事業所又は事務所で所在地が一定しない者に使用される者
 - ・ 季節的業務に使用される者(継続して4ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 臨時的事業の事業所に使用される者(継続して6ヶ月を超えて使用されるべき場合を除く)
 - ・ 国民健康保険組合の事業所に使用される者
 - ・ 後期高齢者医療の被保険者となる者
 - ・ 厚生労働大臣、健康保険組合又は共済組合の承認を受けた者(健康保険の被保険者でないことにより国民健康保険の被保険者であるべき期間に限る。) 等

・ 適用事業所に使用されるが適用除外となる者で、一定の条件を満たす者は、健康保険の日雇特例被保険者となります。
 ・ 強制適用となる者は、協会けんぽ、健康保険組合等の被保険者となります。
 ・ 強制適用となる者であっても、厚生労働大臣の承認を受けた場合は、健康保険の被保険者ではなく、国民健康保険組合の被保険者となることができます。
 ・ 生活保護を受給している者は国民健康保険の適用除外となります。

(参考1-2-4) 社会保険の適用関係について③

○厚生年金保険

※本資料は社会保険の大まかな適用関係を整理したものです。詳しい適用関係については、お近くの年金事務所等にお問い合わせ下さい。



1-3 建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

(平成24年7月30日 第2回社会保険未加入対策推進協議会WG 資料8)

建設業に係る協会けんぽへの加入と国民健康保険組合への加入について

平成24年7月30日
国土交通省
土地・建設産業局
建設市場整備課

現在、建設業においては関係者を挙げて社会保険未加入対策に取り組んでいるところであるが、社会保険への加入については、法人・個人事業主の別や、個人事業主においては従業員規模等を踏まえ、適切な保険へ加入することを求めている。

最近、医療保険への加入について、一部の関係者の間で取り扱いに誤解が生じているとの報告があったことから、改めて以下の通り考え方を整理したので、関係者におかれてはご了承願いたい。

医療保険への加入については、地域の建設企業のうち、常時5人以上の従業員を使用している場合又は法人であつて常時従業員を使用している場合には、全国健康保険協会が運営する健康保険(通称「協会けんぽ」)に事業所として加入することが健康保険法上求められているが、協会けんぽの被保険者とならない5人未満の従業員を使用する事業主や一人親方などであつて、現在既に建設業に係る国民健康保険組合(※)に加入している者については、既に必要な健康保険に加入しているものとして取り扱われるものであり、社会保険未加入対策上改めて協会けんぽに入り直すことを求めているものではない。

※国民健康保険組合は、同種の事業又は業務に従事する者を組合員として、国民健康保険事業を運営することが認められた保険者であり、国民健康保険法上の公法人である(現在では新設は認められていない)。

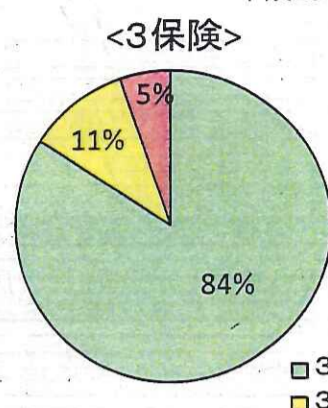
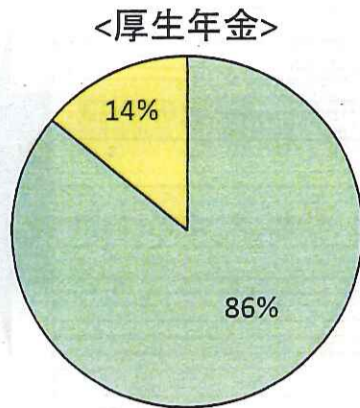
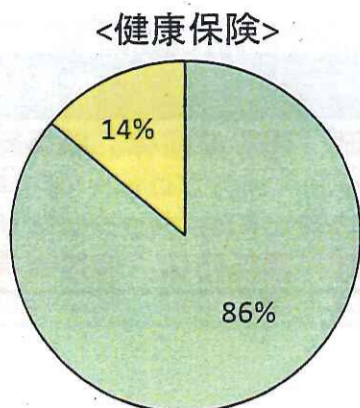
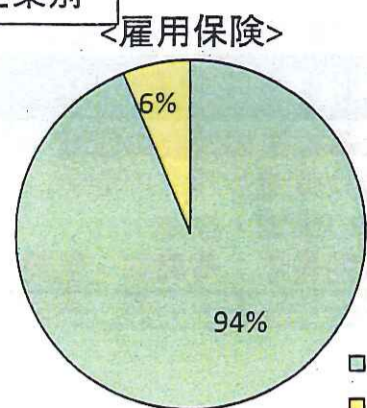
なお、法人や常時5人以上の従業員を使用している事業者が建設業に係る国民健康保険組合に加入している場合もあるが、従前から国民健康保険組合に加入している個人事業主が法人化した際、あるいは、常時使用する従業員が5人以上に増加した際に、必要な手続き(年金事務所(平成22年以前は社会保険事務所)による健康保険被保険者適用除外承認申請による承認)を行つて加入しているものであれば、適法に加入しているものである。年金制度は厚生年金に加入し、医療保険制度は国民健康保険組合に加入している事業所であれば、改めて協会けんぽに入り直すことを求める必要はない。

1-4 社会保険等の加入状況①

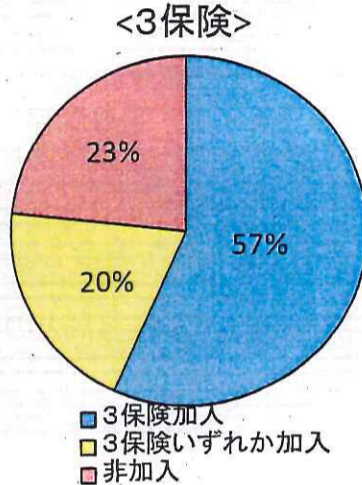
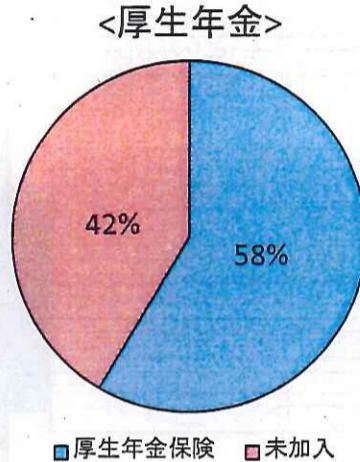
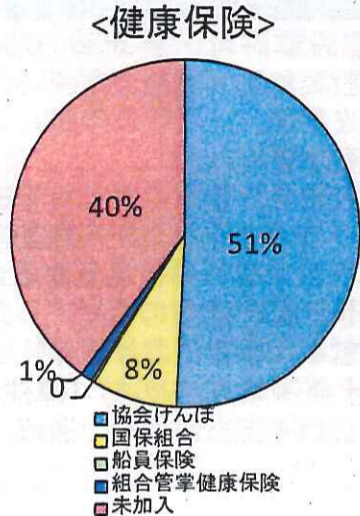
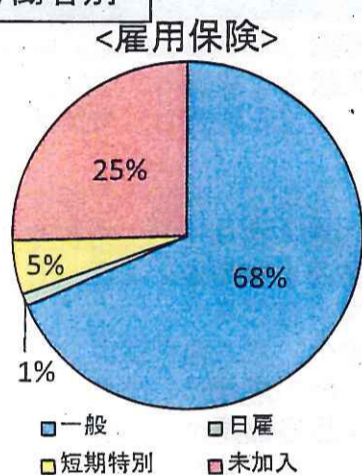
- 公共事業労務費調査における保険加入状況調査の結果をみると、
 - ・ 企業別では雇用保険の未加入企業は6%、健康保険の未加入企業は14%、厚生年金保険の未加入企業は、14%となっています。
 - ・ 労働者別では雇用保険の未加入は25%、健康保険の未加入は40%、厚生年金保険の未加入は、42%となっています。

企業別

平成23年10月調査



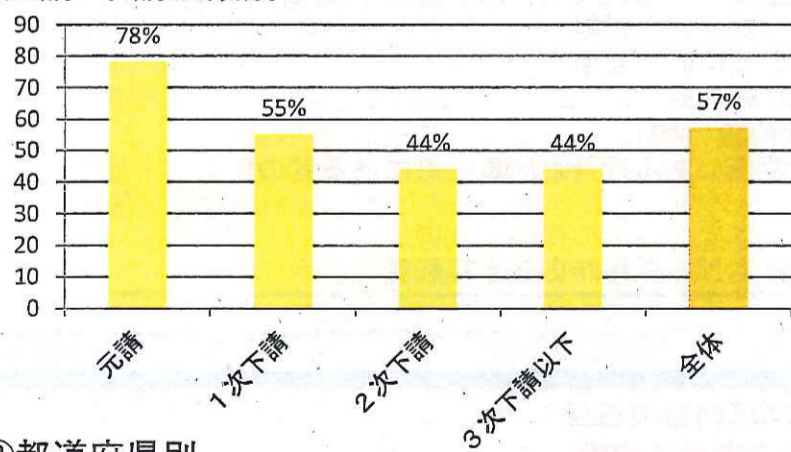
労働者別



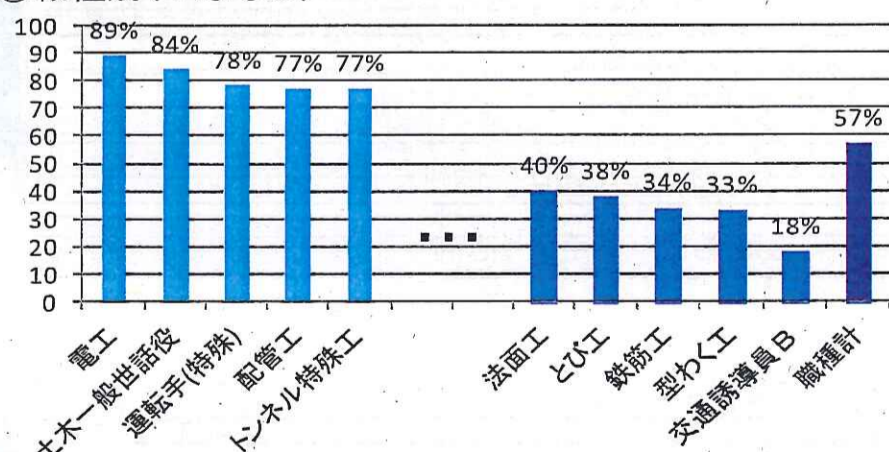
1-4 社会保険等の加入状況②

- 労働者単位での加入状況をみると、下請企業を中心に、保険未加入の割合が大きくなっています。
- 都道府県別では、地方部と比較して、都市部の加入割合が低い傾向にあります。
- 職種別では、上位が電工、土木一般世話役、運転手(特殊)で、下位がとび工、鉄筋工、型枠工、交通誘導員Bとなっています。
- 年齢別では、24歳以下、60歳以上の労働者の加入割合が低い傾向にあります。

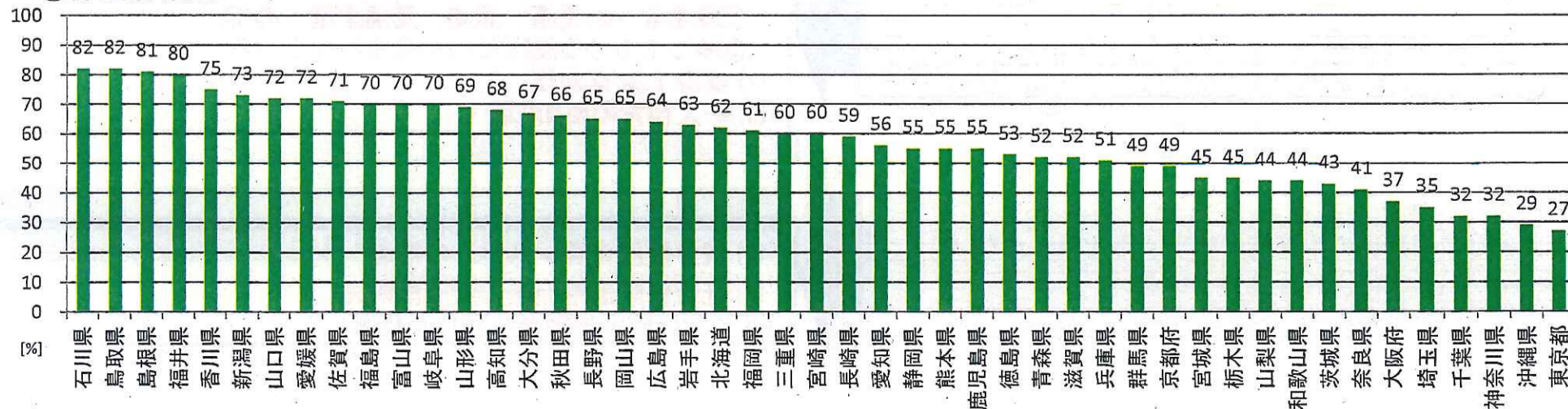
①元請・下請次数別



②職種別(主なもの)



③都道府県別



II-1 社会保険未加入の要因と対策①

○ 社会保険への加入が進まない主な要因を分析・整理し、それぞれに対応した対策を関係者がそれぞれの立場から総合的に推進することとしています。

< 保険未加入の要因 >

(行政の現状)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

(企業の認識)

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

(職人等関係者の意識関係)

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

給与収入額が明確になることを嫌う

保険加入が義務であることに対する不知

中高年の職人が社会保険に加入してもメリットがないとの認識

(行政によるチェック・指導関係)

建設産業行政として保険加入状況の実態を把握していない

未適用事業所を確知した場合も継続的な指導がなされない

建設産業部局と社会保険部局との連携が行われていない

社会保険部局が未適用事業所を把握しきれず、指導も不十分

< 対 策 >

III-1. 行政・元請・下請等の関係者が一体となった保険加入の推進

- ① 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
(全国・地方ブロック(都道府県単位)で設置)
- ② 各建設業団体による保険加入計画の策定・推進
- ③ 行政、関係団体、保険者等様々な主体による周知・啓発

III-2. 行政による制度的チェック・指導

- (1) 建設業許可・更新時の加入状況確認
・建設業許可・更新の申請時に保険加入状況を確認し、未加入企業を指導。
- (2) 建設業担当部局による監督
・建設業法に基づく立入検査等により、保険加入状況、元請企業の下請企業指導状況を確認・指導。指導・通報をしても、なお保険関係法令に違反する企業に対する監督処分。
- (3) 経営事項審査の厳格化
・経営事項審査における保険区分の明確化、減点幅の拡大。
- (4) 社会保険担当部局(厚生労働省)との連携
・社会保険担当部局への通報、社会保険担当部局からの働きかけ。

-10-

II-1 社会保険未加入の要因と対策②

< 保険未加入の要因 >

(元請等企業の実情)

「社会保険は下請企業内の雇用主と従業員間の問題」との認識

保険加入が義務であることに対する不知

受注競争が激化する中で工事利益の確保を優先

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(職人等関係者の意識関係)

保険加入が義務であることに対する不知

技能に対する自信と自己責任の伝統

将来の保証よりも日々の手取り志向

(保険料負担関係)

受注競争が激化する中で単価の引き下げ圧力・ダンピング

保険料の事業主負担が重い

業務の繁閑に耐えられるよう、技能労働者の人件費を変動費化

(実務関係)

日々流動的な雇用関係の中適切に管理する仕組みがない。

社会保険の手続に精通した従業員がいない

< 対 策 >

III-3. 建設企業の取組

- ① 元請企業による下請指導
・施工体制台帳、再下請通知書、作業員名簿等により、下請企業の保険加入状況を把握し、未加入企業を指導。
- ② 元請企業・下請企業による重層下請構造の是正に向けた取組
・元請企業、下請企業(特に1次下請企業)による重層下請の抑制に向けた啓発・指導。
・下請企業における適正な受注先企業の選定、未加入企業との請負契約締結の抑止。
- ③ 建設企業(特に下請企業)における取組
・雇用関係にある社員と請負関係にある者の明確化・雇用化の促進。
・雇用関係にある者の保険加入徹底。
・業界における見積時の法定福利費の明示 等。

III-4. 法定福利費の確保

- (1) 法定福利費の確保
 - ① 発注者への要請・周知、元請企業への指導
 - ② 業界における見積時の法定福利費の明示
 - ③ ダンピング対策
- (2) 重層下請構造の是正
- (3) 一人親方の増加の抑止

III-5. その他

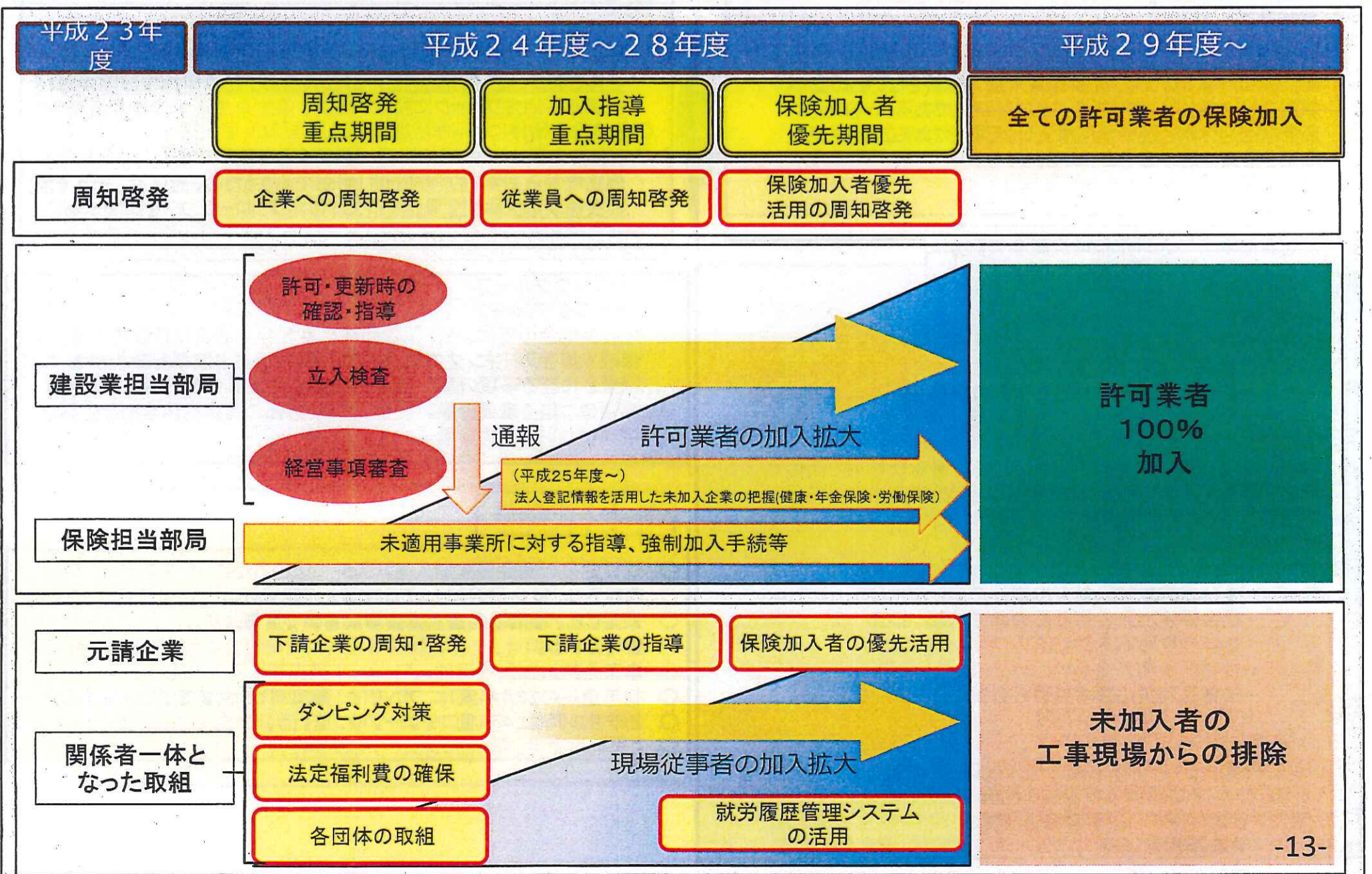
- (1) 就労履歴管理システムの推進
- (2) 社会保険適用促進に向けた研究

-11-

II-2 各主体の主な役割

項目	建設業担当部局	保険担当部局	元請企業	下請企業	建設業者団体
① 保険加入の推進	◆推進協議会の開催	◆推進協議会への参加	◆自ら雇用する労働者の保険加入	◆自ら雇用する労働者の保険加入	◆推進協議会への参加 ◆保険加入計画の作成 ◆優良適格業者の認定、事務処理の支援
② 周知・啓発	◆公共事業労務費調査を活用した加入状況の把握 ◆業界団体、企業、労働者に対する周知・啓発	◆業界団体、企業、労働者に対する周知・啓発	◆協力会社会などによる下請企業への周知・啓発 ◆建設現場での周知・啓発	◆再下請企業に対する周知・啓発 ◆建設現場での周知・啓発	◆業界内の周知・啓発
③ 建設業許可・更新時の加入状況確認	◆提出書類の審査 ◆未加入企業に対する指導・監督処分 ◆社会保険担当部局への通報	◆通報を受けた企業に対する指導・加入促進	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた後の加入状況の報告	◆申請時の資料提出 ◆加入指導を受けた後の加入状況の報告	—
④ 建設業担当部局による立入検査	◆立入検査の実施 ◆未加入企業に対する指導・監督処分 ◆社会保険担当部局への通報	◆通報を受けた企業に対する指導・加入促進	◆立入検査への協力	◆立入検査への協力	—
⑤ 経営事項審査の厳格化	◆提出書類の審査、審査結果の通知	—	◆申請時の資料提出	◆申請時の資料提出	—
⑥ 元請企業による下請指導	◆元請企業の下請指導状況の確認・指導 ◆就労履歴管理システムの検討	—	◆下請企業の加入状況の確認 ◆未加入企業に対する指導	◆再下請企業の加入状況の確認 ◆元請企業と連携した再下請企業への指導	◆就労履歴管理システムの検討
⑦ 法定福利費の確保	◆発注者・元請企業への要請・指導 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正	—	◆発注者からの法定福利費の確保、下請企業への適正な支払 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正	◆見積時の適正な考慮 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正	◆法定福利費内訳明示の推進 ◆ダンピング対策、重層下請構造の是正

II-3 対策の進め方



II-4 競争参加資格の登録に際して保険加入を義務化している取組

	年金保険		健康保険		雇用保険		労災保険	
	加入	納付	加入	納付	加入	納付	加入	納付
青森県	○	◎	○	◎	○	◎	○	◎
岩手県	○		○					
秋田県	○		○					
愛知県	○		○		○			
鳥取県					○	◎	○	◎
岡山県							○	
徳島県	○	◎	○	◎				
熊本県							○	◎
沖縄県	○		○		○			

-14-

III-1 社会保険加入推進体制の構築

I. 推進体制の構築

【中建審の提言抜粋(本年3月)】

「今後は、行政・発注者・元請企業・下請企業・建設労働者等の関係者が一体となって、社会保険未加入は許さないとの固い決意をもって対策に取り組むことが不可欠である。このため、必要な推進体制を速やかに構築し、それぞれの立場からの取組を着実に進めるべきである。」

【対応方針】

- 行政、建設業団体、関係団体による推進協議会の設置
社会保険未加入対策を行政、建設業団体、関係団体等の関係者が一体となって継続的に実施するため、保険未加入対策推進協議会を全国及び地方ブロックに設置する。
- 各建設業団体による保険加入促進計画の策定・推進
保険未加入対策推進協議会に参加する各建設業団体は、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、計画期間5年間の社会保険加入促進計画を策定し、毎年フォローアップを実施する。

II. 社会保険未加入対策推進協議会の設立

1 全国協議会

(1) 活動内容

- ①社会保険未加入対策を進める上で課題に関する意見の交換
- ②社会保険未加入対策に関する取組方針についての協議・確認
- ③社会保険加入の徹底に向けた周知及び啓発
- ④関係者の取組状況の情報共有及び意見の交換

(2) 構成

学識経験者、建設業団体・発注者団体・労働者団体(73団体)
厚生労働省・日本年金機構(社会保険担当部局)、
国土交通省(建設業担当部局)

(3) 今後の予定

- 第1回: H24年5月29日(火)
・社会保険未加入対策の推進の申し合わせ
・社会保険加入促進計画の作成依頼 など
- 第2回: H24年10月31日(水)
・社会保険加入促進計画の公表
・法定福利費の標準見積りの取りまとめ など

2 地方協議会

(1) 地域ごとに、その実情に応じた加入徹底をきめ細かく行う観点から、地方ブロックにおいても協議会を開催

(2) 構成: 学識経験者(必要に応じ)・建設業団体・厚生労働部局・建設業担当部局

3 ワーキンググループ

- (1) 全国協議会の下に、主な関係団体の実務担当者及び行政担当者により構成されるワーキンググループを設置。
- (2) 協議会に諮る事項の事前調整、周知・啓発の具体的内容など必要な事項について意見交換。

III. 加入促進計画

- 建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、参加建設業団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会までに計画を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

-15-

(参考III-1) 社会保険加入促進計画

○ 各建設業団体は、傘下の建設企業の保険加入状況を把握するとともに、それぞれの立場から主体的な取組を計画的に進めるため、これから「社会保険加入促進計画」を策定することとしています。

概要

- 傘下の建設企業の社会保険加入を計画的に進めるため、全国協議会構成団体はそれぞれ、社会保険加入促進計画を策定する。
- 策定した社会保険加入促進計画は、全国協議会等において情報共有し、他団体の取組の参考とする。
- 傘下企業の加入状況は、アンケート調査等により把握し、記載する。
- 計画期間は5年間とし、毎年のフォローアップ結果を見ながら、必要に応じ改定を行う。
- 初年度(平成24年度)については、第2回協議会(10月を予定)までに「社会保険加入促進計画」を登録する。
- 2年目以降は、年1回フォローアップを行う。

※全国推進協議会の参加団体に対し、計画策定の参考とするため、平成24年4月に「社会保険加入促進計画の枠組み(案)」を提示済み

記載内容

※「社会保険促進計画の枠組み(案)」の概要

1. 団体の基本的事項
 - 団体名、代表者名、所在地、会員数、主な業種等を記載する。
2. 基本的な方針
 - 団体としての取組方針を明らかにする。
3. 保険加入の状況
 - 当該団体の把握している会員企業及び下請企業の保険加入の現況を具体的に示す。
 - 具体的な把握方法、現況の分析についても明らかにする。
4. 取組の内容
 - 保険加入に向けて団体として自主的に取り組む具体的な対策を示す。
 - 例えば以下のような観点からの取組が考えられる。
 - 1) 事業者への周知・保険加入の徹底
 - 2) 工事現場での確認・指導
 - 3) 法定福利費の確保
 - 4) 重層下請構造の是正
 - 5) 一人親方対策
 - 6) 就労履歴管理対応
 - 7) 優良企業認定制度の取組
 - 8) 保険関係事務手続きの支援
 - 9) 未加入者の排除 等

-16-

III-2(1) 建設業許可・更新時の保険加入の確認・指導

○ 平成24年11月より、建設業の許可・更新の申請に当たっては、保険加入状況を記載した書面を提出していただくこととなります。

○ 国・都道府県の建設業担当部局は、申請者の保険加入状況を確認し、未加入であることが判明した企業に対しては加入指導を実施します。

概要

- 1 建設業許可・更新の申請時の添付書類に保険加入状況を記載した書面を追加(建設業法施行規則第4条第1項を改正済み)。
- 2 上記書面により保険加入状況を確認する。
- 3 未加入企業に対しては、文書により、保険加入を指導する。
- 4 指導をしても保険に未加入の場合には、厚生労働省に通報する。

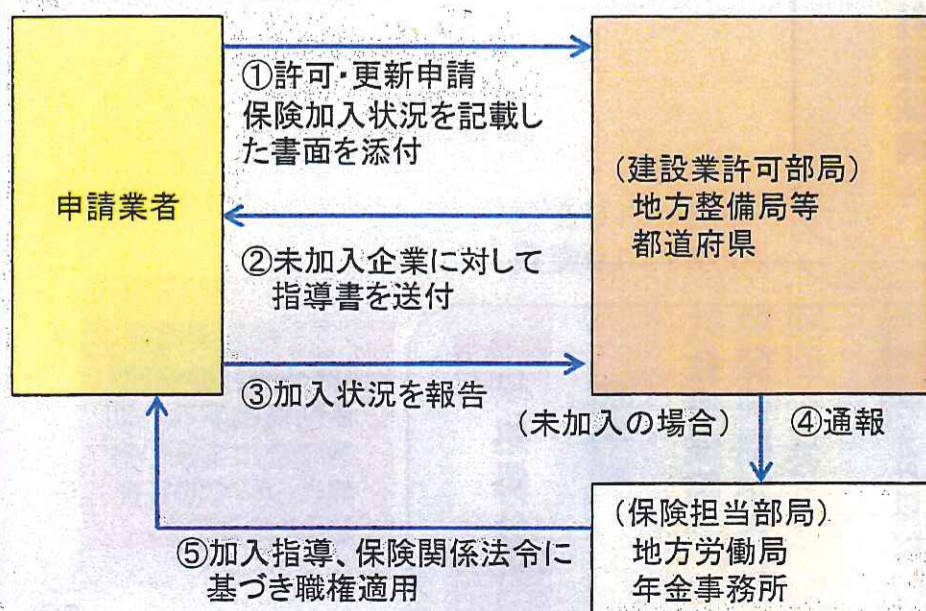
申請時に提出を求める書類

○ 許可及び更新(5年に一度)の申請時に新たに次の書類を提出させる。

- ① 保険加入の有無等を記載した書面
- ② 確認資料

- ・雇用保険: 労働保険概算・確定保険料申告書及び領収済通知書
- ・健康保険・厚生年金保険: 領収証書又は社会保険料納入証明書

スキーム



保険未加入の場合の対応

○ 建設業の許可及び更新の申請を不許可とする取扱とはせず、許可は行いつつ同時に指導文書を送付する。

○ 保険加入の報告を求める。

○ 更に指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

- ・健康保険、年金→日本年金機構(年金ブロック本部)
- ・雇用保険→都道府県労働局

<通報の内容>

- ・企業名、所在地
- ・未加入の保険種類(雇用、健康、年金) 等

-17-

(参考III-2(1)-1) 新たに追加した書面(様式20号)

様式第二十号の三 (第四号関係)

(用紙A4)

健康保険等の加入状況

営業所の名称	従業員数	保険加入の有無			事業所整理記号等	
		健康保険	厚生年金保険	雇用保険	健康保険	厚生年金保険
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
	人 (人)				健康保険	
	人 (人)				厚生年金保険	
	人 (人)				雇用保険	
合計	人 (人)					

記載要領

- 「営業所の名称」の欄は、別記様式第一号別紙二に記載した期に記載すること。
- 「従業員数」の欄は、法人にあつてはその役員、個人にあつてはその事業主を含めた全ての従業員（建設業以外に従事する者を含む。）を記載すること。（ ）内には、役員又は個人事業主（両方の親族である従業員を含む。）の人数を内数として記載すること。
- 「保険加入の有無」の「健康保険」の欄については、従業員が健康保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構又は健康保険組合に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の健康保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、健康保険法（大正11年法律第70号）第24条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「厚生年金保険」の欄については、従業員が厚生年金保険の被保険者の資格を取得したことについての日本年金機構に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が4人以下である個人事業主である場合等の厚生年金保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。ただし、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所（同条第2項の規定により適用事業所でなくなったものとみなされるものに限る。以下同じ。）については、記入を要しない。
- 「保険加入の有無」の「雇用保険」の欄については、その雇用する労働者が雇用保険の被保険者となったことについての公共職業安定所の長に対する届出を行っている場合は「1」を、行っていない場合は「2」を、従業員が1人も雇用されていない場合等の雇用保険の適用が除外される場合は「3」を記入すること。
- 「事業所整理記号等」の「健康保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号（健康保険組合にあつては健康保険組合名）を記載すること。ただし、健康保険法第24条第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店」「支店等」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「厚生年金保険」の欄については、事業所整理記号及び事業所番号を記載すること。ただし、厚生年金保険法第8条の2第1項の規定による一括適用の承認に係る営業所については、「本店」「支店等」と記載すること。
- 「事業所整理記号等」の「雇用保険」の欄については、労働保険番号を記載すること。ただし、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第9条の規定による組織事業の一括の認可に係る営業所については、「本店」「支店等」と記載すること。

(参考III-2(1)-2) バス・タクシー事業の社会保険等未加入事業者に対する取組み

○社会保険等関係機関への照会制度

～新規事業者に対する対応スキーム

(道路運送法第6条第2号)前号に掲げるもののほか、その事業の遂行上適切な計画を有するものであること。

処分根拠

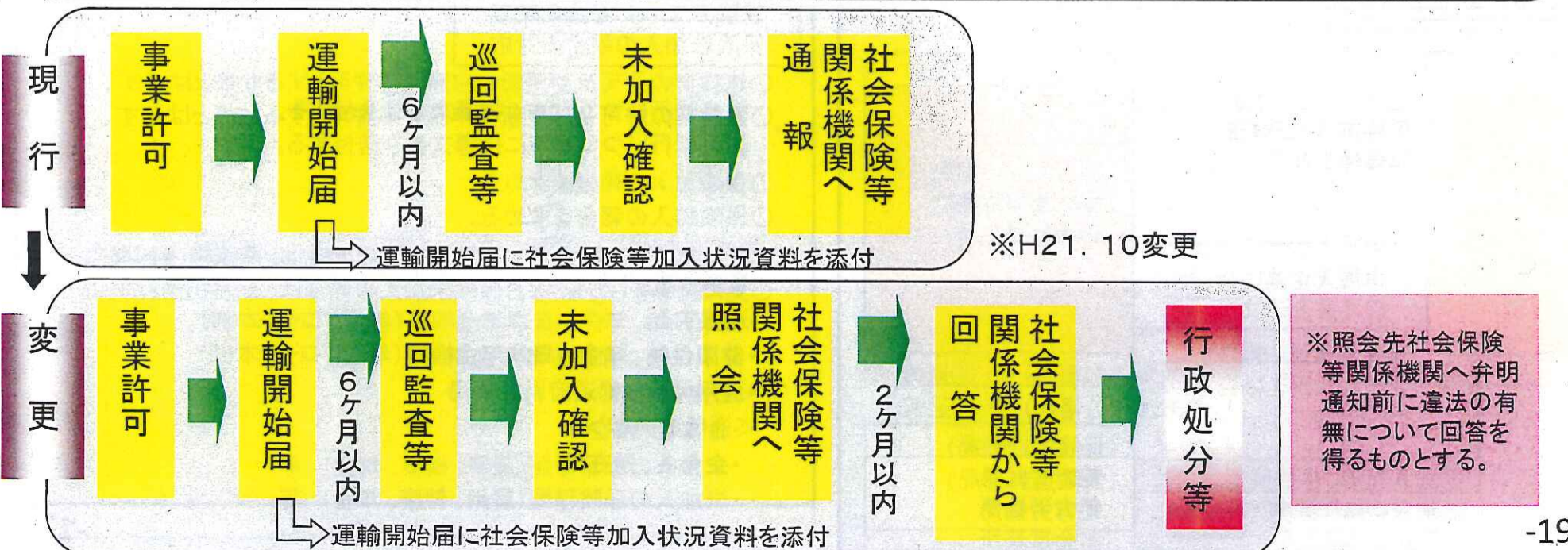
許可等の処理方針(法令遵守)

健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

(道路運送法第86条第1項)この法律に規定する許可又は認可には、条件又は期限を付し、及びこれを変更することができる。

許可等の処理方針(許可に付す条件)

運輸開始までに健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法及び雇用保険法に基づく社会保険等加入義務者が社会保険等に加入すること。

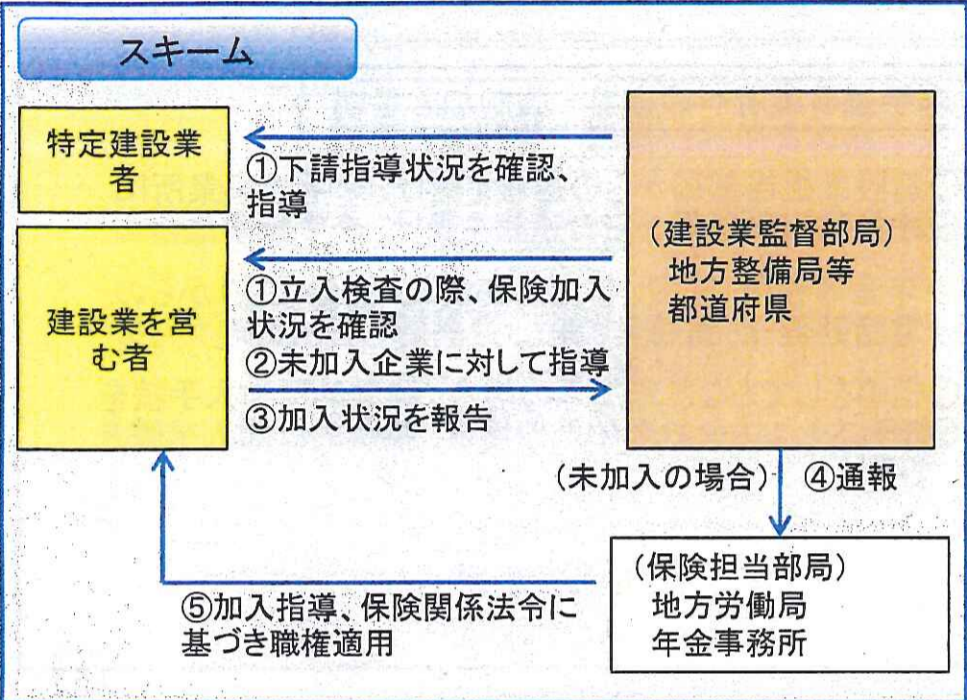


※照会先社会保険等関係機関へ弁明通知前に違法の有無について回答を得るものとする。

III-2(2) 建設業担当部局による監督

○ 平成24年11月より、国・都道府県の建設業担当部局は、事業所への立入検査の際、新たに保険加入状況の確認を行うとともに、工事現場への立入検査の際、元請企業による下請企業への指導状況の確認を実施します。

- 概要**
- 建設業法第31条に基づく立入検査において、保険加入状況及び下請企業への指導状況を確認する。
 - ① 事業所への立入調査
 - 労働者名簿、賃金台帳、保険関係書類を確認することにより、企業単位、労働者単位での保険加入状況を確認する。
 - ② 工事現場への立入調査
 - 特定建設業者による下請企業への指導状況を確認する。



- 事業所への立入検査**
- 建設業担当部局が行う立入検査では、保険料の申告書、領収済通知書等により、企業単位での加入状況を確認する。
 - 労働者名簿で雇用者を把握し、労働者単位の加入状況を以下の書類により確認する。
 - ・賃金台帳(保険料の控除の状況)
 - ・雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(雇用保険)
 - ・健康保険・厚生年金保険資格取得確認および標準報酬決定通知書(健康保険・厚生年金保険)
 - 未加入企業に対しては、文書により保険加入を指導し、一定期間後、加入状況の報告を求める。
 - 指導をしても、なお保険未加入の場合は、保険担当部局に通報する。

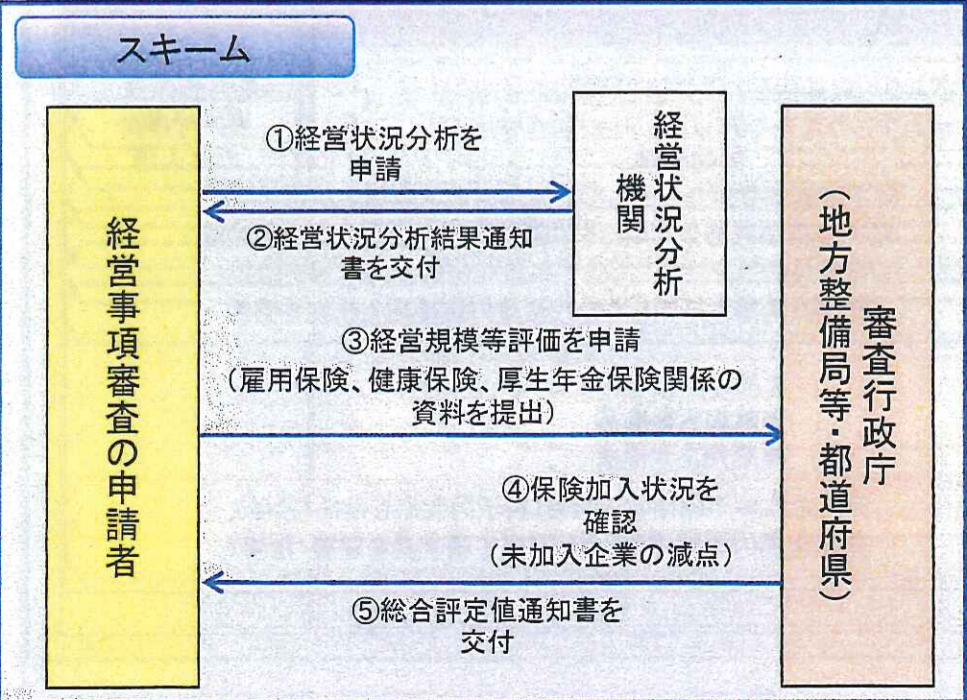
- 工事現場への立入検査**
- 立入検査では、特定建設業者の指導が適切に行われているかどうか確認・注意喚起等する。
 - ・下請企業への保険加入の確認指導状況を聴取
 - ・特定建設業者として把握を行っているか(作業員名簿等による確認状況)
 - ・未加入企業に対する指導は行っているか 等
 - 下請指導が適正に行われていない場合(全く確認していない、未加入企業が多い等)は、特定建設業者に対して注意喚起等を行う。

- 建設業法に基づく監督処分**
- 指導・通報をしてもなお加入が見込まれないと認められる企業に対しては、建設業法第28条に基づく監督処分を行う。

III-2(3) 経営事項審査の厳格化

○ 平成24年7月より、経営事項審査については、雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への未加入企業に対する減点幅が拡大されます。

- 概要**
- 経営事項審査制度が担うべき役割を勘案した上で、下記の改正を行った。
 - ・保険関係の審査項目(①雇用保険、②健康保険及び厚生年金保険の2項目)について、別の制度である健康保険と厚生年金保険を区分。
 - ・保険未加入の場合の減点幅(各項目▲30点)を拡大。
 - ・未加入企業情報を加入指導へ活用。



未加入の場合の減点幅の改正

	現行		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
健康保険	▲ 30	▲ 285	▲ 43
厚生年金保険			
合計	▲ 60	▲ 570	▲ 86

↓

	改正案		
	点数	W点への影響	P点への影響
雇用保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
健康保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
厚生年金保険	▲ 40	▲ 380	▲ 57
合計	▲ 120	▲ 1140	▲ 171

注: 改正案の健康保険、厚生年金保険、および合計の減点幅は、元の▲30から▲40に拡大された。

III-2 (4) 社会保険担当部局の取組

○建設業担当部局の社会保険未加入対策と併せて、厚生労働省の社会保険担当部局においても周知・啓発等により保険加入を促進するとともに、建設担当部局からの通報を受け、指導・適用を推進します。

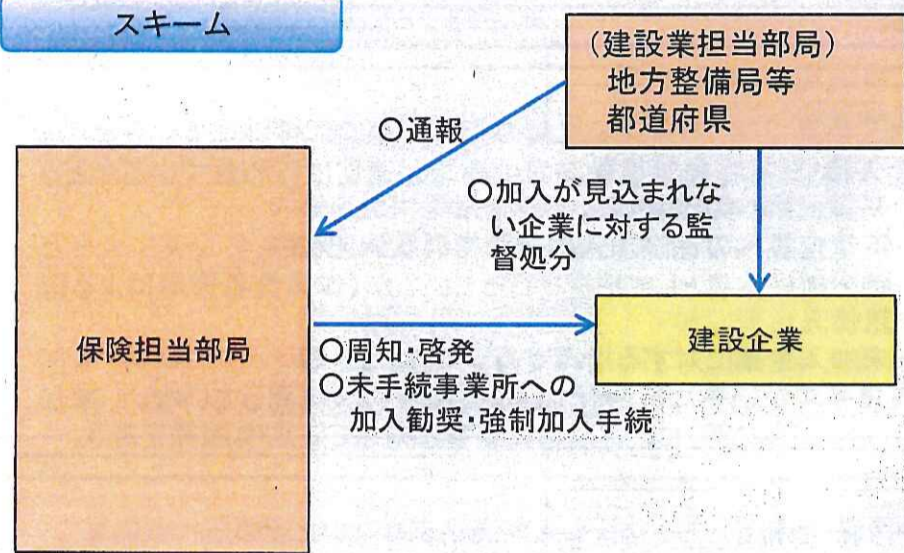
概要

- 社会保険担当部局においては、健康保険・年金保険・労働保険の周知・啓発を行っている。
- 建設業担当部局からの通報があった場合には、未加入企業に対する加入勧奨を行い、社会保険等の加入に向け必要な手続を行う。

周知・啓発等の取組

- 保険担当部局において、下記の取組を行っている。
 - ・パンフレット・ポスター等の配布
 - ・民間委託による加入勧奨(書面・電話・訪問)、年金機構職員・行政職員による加入指導
 - ・保険適用事業場の公開(労働保険適用事業場検索)
 - ・未加入企業を把握するため法務省の法人登記情報を活用する予定(健康保険、年金保険、労働保険)
 - ・悪質な未適用事業所等の事業所名の公表

スキーム



未手続事業所への指導・強制加入手続

- 建設業担当部局からの通報を受け、未手続事業所に対する指導を行う。
 - ・年金事務所(医療、年金)、労働局(労働保険)からの電話勧奨・訪問勧奨等
- 指導をしてもなお未加入の場合、強制的に加入手続を行う。

III-3 元請企業による下請企業への指導

- 保険加入の取組を下請企業及び現場作業員に浸透させるため、元請企業(特定建設業者)は工事現場において周知啓発を行うとともに、平成24年11月より、再下請通知書、作業員名簿等を活用して確認・指導を行います。
- 元請企業は協力会等を通じて下請企業の保険加入状況の把握に努め、加入を勧奨・指導します。

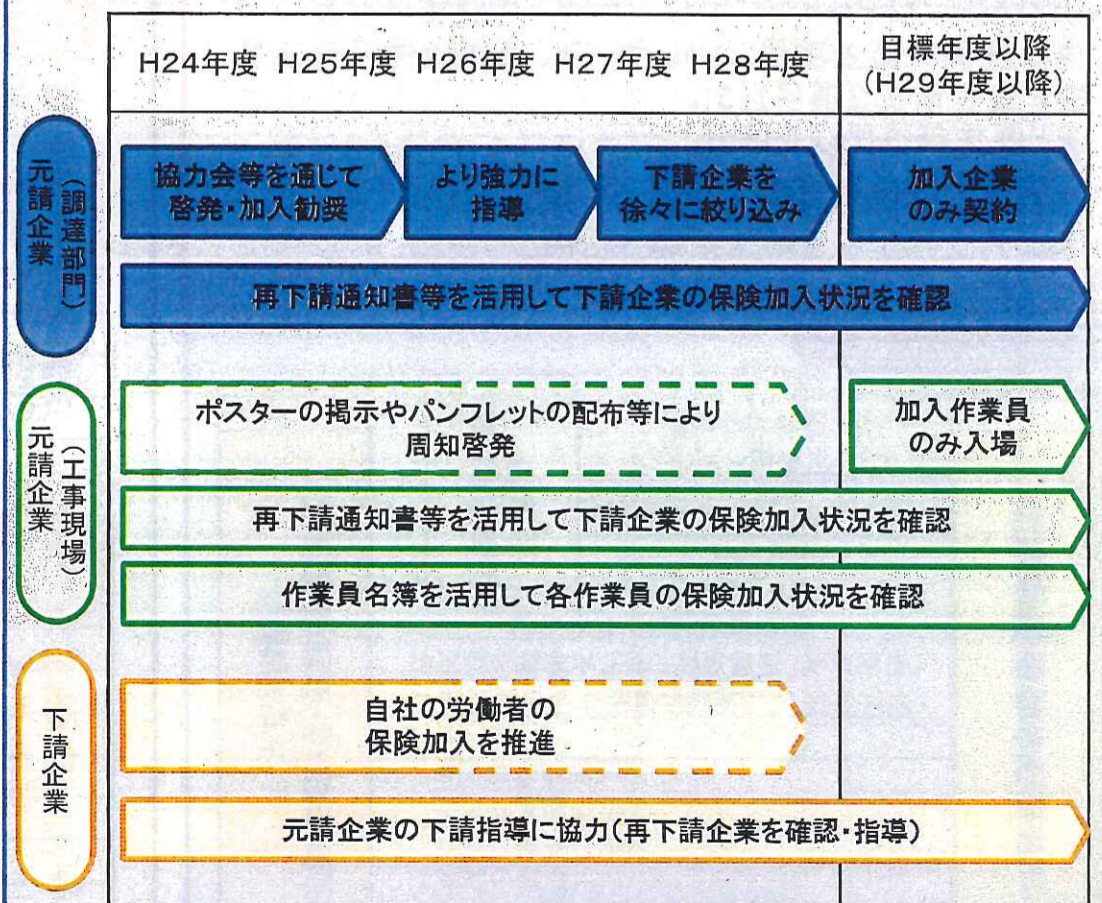
概要

- 施工体制台帳及び再下請通知書の記載事項に社会保険の加入状況を追加(建設業法施行規則を改正)
 - 作業員名簿に被保険者番号の記入欄を追加(事業者団体等において様式改正)
 - 元請企業及び下請企業の取組の指針となる下請指導ガイドラインを作成
- 1 元請企業は上記書面により下請企業の保険加入状況を確認し、未加入企業に対しては加入を指導(直接の契約関係にある下請企業を通じた確認・指導も可)
 - 2 工事現場でのポスター掲示やパンフレット配布、講習会の開催等により周知啓発
 - 3 調達部門においては協力会等を通じて加入状況を把握し、未加入の企業に対しては加入を指導
 - 4 労働者であるにもかかわらず作業員名簿では個人事業主として社会保険の適用除外であるとの記載がなされる協力会社に対しては、事実確認・指導
- ※ 遅くとも平成29年度以降は未加入企業とは契約せず、未加入の作業員の現場入場を認めない(適用除外の場合を除く)。

参考:元請企業に下請企業の保険加入の指導を求める法令等

建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第8条第2項
「建設産業における生産システム合理化指針」(平成3年2月5日建設省経構発第2号)

取組のイメージ



(参考Ⅲ-3-1) 元請企業に下請企業の保険加入の指導を求める法令等

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律 (昭和五十一年五月二十七日法律第三十三号)

(雇用管理責任者)

第五条 事業主は、建設事業(建設労働者を雇用して行うものに限る。第八条において同じ。)を行う事業所ごとに、次に掲げる事項のうち当該事業所において処理すべき事項を管理させるため、雇用管理責任者を選任しなければならない。

一・三 (略)

四 前三号に掲げるもののほか、建設労働者に係る雇用管理に関する事項で厚生労働省令で定めるもの

2・3 (略)

(書類の備え付け等)

第八条 (略)

2 元方事業主は、関係請負人に対して、第五条第一項に規定する事項の適正な管理に関し助言、指導その他の援助を行うように努めなければならない。

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律施行規則 (昭和五十一年八月十六日労働省令第二十九号)

(法第五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項)

第一条の二 法第五条第一項第四号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 労働者名簿及び賃金台帳に関すること。

二 労働者災害補償保険、雇用保険及び中小企業退職金共済制度その他建設労働者の福利厚生に関すること。

○建設産業における生産システム合理化指針 (平成3年2月5日建設省経構発第2号)

第6 建設労働者の雇用条件等の改善

建設業者は、建設労働者の雇用・労働条件の改善等を図るため、安定的な雇用関係の確立や建設労働者の収入の安定等を図りつつ、少なくとも別表2に定める事項について措置するものとする。

また、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者は、建設労働者の雇用の改善等に関する法律及び労働安全衛生法の遵守、労働者災害補償保険法に係る保険料の適正な納付、適正な工程管理の実施等の措置を講じるとともに、その建設工事におけるすべての受注者が別表2に定める事項について措置するよう指導、助言その他の援助を行うものとする。

この場合、発注者から直接建設工事を請け負った建設業者以外の注文者は上記の指導、助言その他の援助が的確に行われるよう協力するものとする。

別表2

<福祉の充実>

(8) 雇用保険、健康保険及び厚生年金保険に加入し、保険料を適正に納付すること。なお、健康保険又は厚生年金保険の適用を受けない建設労働者に対しても、国民健康保険又は国民年金に加入するよう指導に努めること。

Ⅲ-4 (1) 社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン(1/2) 国土交通省

第1 趣旨

本ガイドラインは、建設業における社会保険の加入について、元請企業及び下請企業がそれぞれ負うべき役割と責任を明確にするものであり、建設企業の取組の指針となるべきもの

第2 元請企業の役割と責任

(1) 総論

社会保険については、関係者を挙げて未加入問題への対策を進め、技能労働者の雇用環境の改善や不良不適格業者の排除に取り組むことが求められており、元請企業においても下請企業に対する指導等の取組を講じる必要。指導対象は、元請企業と直接の契約関係にある者に限られず、元請企業が請け負った建設工事に従事するすべての下請企業だが、元請企業がすべて直接指導せず、直接の契約関係にある下請企業に指示し、又は協力させ、元請企業はこれを統括するという方法も可能。

(2) 協力会社組織を通じた指導等

様々な機会をとらえて協力会社の社会保険に対する意識を高めることが重要であり、具体的には次の取組を実施

- (ア) 協力会社の社会保険加入状況の定期的な把握
- (イ) 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (ウ) 未加入が発覚した協力会社への早期加入指導

(3) 下請企業選定時の確認・指導等

下請契約に先立って、選定の候補となる建設企業について社会保険の加入状況を確認し、適用除外でないにもかかわらず未加入である場合には、早期に加入手続を進めるよう指導
遅くとも平成29年度以降においては、社会保険の全部又は一部に適用除外ではなく未加入である建設企業を下請企業に選定しないとの取扱いとすべき

(4) 再下請負通知書を活用した確認・指導等

再下請負通知書の「健康保険等の加入状況」欄により下請企業が社会保険に加入していることを確認し、未加入の企業があれば、(3)と同様に指導

(5) 作業員名簿を活用した確認・指導等

新規入場者の受け入れに際して、各作業員について作業員名簿の社会保険欄を確認し、未加入等が発覚した場合には、作業員名簿を作成した下請企業に対し、作業員を適切な保険に加入させるよう指導

遅くとも平成29年度以降においては、適切な保険への加入が確認できない作業員について、特段の理由がない限り現場入場を認めないとの取扱いとすべき

- (6) 施工体制台帳の作成を要しない工事における取扱い
建設工事の施工に係る下請企業の社会保険の加入状況及び各作業員の保険加入状況について、元請企業は適宜の方法によって把握し、未加入である場合には指導を行うことが望ましい
- (7) 建設工事の施工現場等における周知啓発
関係者に対し周知啓発を図るため、次の取組を実施
ア ポスター掲示、パンフレット等提供、講習会開催による周知啓発 イ 協力会社組織を通じた社会保険の周知啓発や加入勧奨
- (8) 法定福利費の適正な確保
元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要
元請負人が、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれ

第3 下請企業の役割と責任

社会保険加入を徹底するためには、建設労働者を雇用する者、特に下請企業自らが積極的にその責任を果たすことが必要不可欠

ア その雇用する労働者の社会保険加入手続を適切に行うこと

建設労働者について、労働者である社員と請負関係にある者の二者を明確に区別した上で、労働者である社員についての保険加入手続を適切に行うこと

労働者であるかどうかは、関連する諸要素を勘案して総合的に判断されるべきものであるが、保険未加入対策の推進を契機に、従来の慣行が適正なものかどうか見直しを行うことが望ましい

イ 元請企業が行う指導に協力すること

元請企業の指導が建設工事の施工に携わる全ての下請企業に行き渡るよう、元請企業による指導の足りないところを指摘、補完し、もしくはこれを分担するとともに、再下請企業の対応状況について元請企業に情報提供すること

第4 施行期日等

平成24年 5月25日 パブリックコメント開始
平成24年 7月 4日 通知
平成24年11月 1日 施行

本ガイドラインは、平成24・25年度にかけての取組を中心に記載したものであり、今後、本ガイドラインに基づく取組状況等を踏まえて必要があると認めるときは、ガイドラインの見直しなど所要の措置を実施

III-5 (1) 法定福利費の確保

- 法定福利費の確保は、社会保険加入の前提であることから、発注者から下請企業まで適正に支払われるよう、関係者がそれぞれの立場から取組を行います。

概要

- 受注競争が激化する中で、利益確保のために、法定福利費を適正に負担しない企業が存在。
- このため、法定福利費については、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底する。
- 公共発注者におけるダンピング対策を進める。
- 個別の請負契約の当事者間において見積時から適正に確保するよう元請団体、元請企業に徹底する。
- 専門工事業団体において、見積時に法定福利費を明示するための標準見積書を作成し、建設企業における活用を推進する。

法定福利費の確保に向けた取組

- 民間発注者への要請・周知
 - ・民間発注者(デベロッパー、ハウスメーカーなど)・団体に対し、下記の事項を周知徹底する。
 - ①建設業において社会保険未加入対策を推進していること
 - ②法定福利費は、本来、発注者が負担する工事価格に含まれる経費であり、「発注者・受注者間における法令遵守ガイドライン」に明示していること
 - ③ダンピングの防止や法定福利費の確保に配慮願いたいこと
 - ・元請団体から発注者団体に対して法定福利費の確保を働きかけ。
 - ・受注段階で元請から発注者に対して法定福利費の確保を要請。
- 地方公共団体へのダンピング対策の要請
 - ・国と同等以上の水準のダンピング対策の実施
 - ・予定価格等の事前公表の取りやめ
- 下請からの見積時における法定福利費考慮の指導
 - ・元請団体を通じ元請企業に対し、下請契約の見積時から法定福利費を適正に考慮するよう指導
 - ・建設業の見積等について定める「建設業法令遵守ガイドライン」への位置付け
- 専門工事業界における見積時の法定福利費の明示
 - ・専門工事業団体において、業種ごとに見積時に法定福利費の内訳を明示することとし、法定福利費内訳明示のための標準見積書を作成
 - ・専門工事業団体は、標準見積書を活用した法定福利費の内訳明示を会員に周知・普及を図るとともに、元請団体に対して、その活用を要請
 - ・元請団体に対して、専門工事業団体に対し法定福利費内訳表示による見積を要請するとともに、法定福利費の確保を宣言するよう働きかけ

III-5 (参考)

(社)建設産業専門団体連合会(建専連)の意見 (第134回 国土交通本省との定例意見交換会(7/31)より)

社会保険等未加入対策について

(社会保険未加入企業を不良不適格業者として位置づけした事について)

減点幅を拡大して評価することとしていますが、不良不適格業者を減点してでも評価する事はいかなるものでしょうか。

評価する事がやむを得ないとするならば、今後、国土交通省発注工事には参入できない等の厳しい措置を取っていただけないでしょうか。また、民間工事等に対しても、社会保険の費用負担について徹底を図らなければ、建設産業全体の取組みにならないのではないのでしょうか。

(下請が標準見積書を作成することについて)

下請が出した見積りを、元請がどのように採用するのか、見積り採用時の条件明示と契約時(変更を含む)の金額が下請に支払われるような制度確立をしなければ、ダンピング受注が行われている中で、見積りを元請の言値で書かされている現状では何ら改善されていないのではないのでしょうか。

・別枠支給の方法としては、消費税がありますが、社会保険料等別枠計上することはできませんでしょうか。難しいとのことであれば、現場管理費、一般管理費を別枠計上とすることをお考えいただけませんかでしょうか。

・本来競争に付すべきでないものまで競争していることが問題であり、直接工事費、共通仮設費の競争にすることを考えられるのではないのでしょうか。

社会保険未加入等加入促進と請負契約の適正化のお願い

建設業は、人と人が支え合う。人と人の絆であると思います。発注者、ゼネコン、専門工事業者、現場で働く人々が、共に手を携えて変えていかなければなりません。

貴省におかれましては「社会保険未加入対策推進協議会」が発足され、大いに期待するところであり、当協会として全面的に協力したいと考えております。

① 技能者の社会的・経済的地位の向上を目指す。

イ. 技能者の社会保険・健康保険・雇用保険の三保険の加入促進により、他産業と肩を並べられる地位を目指す。その為には、法定福利費の別枠計上をお願いいたします。

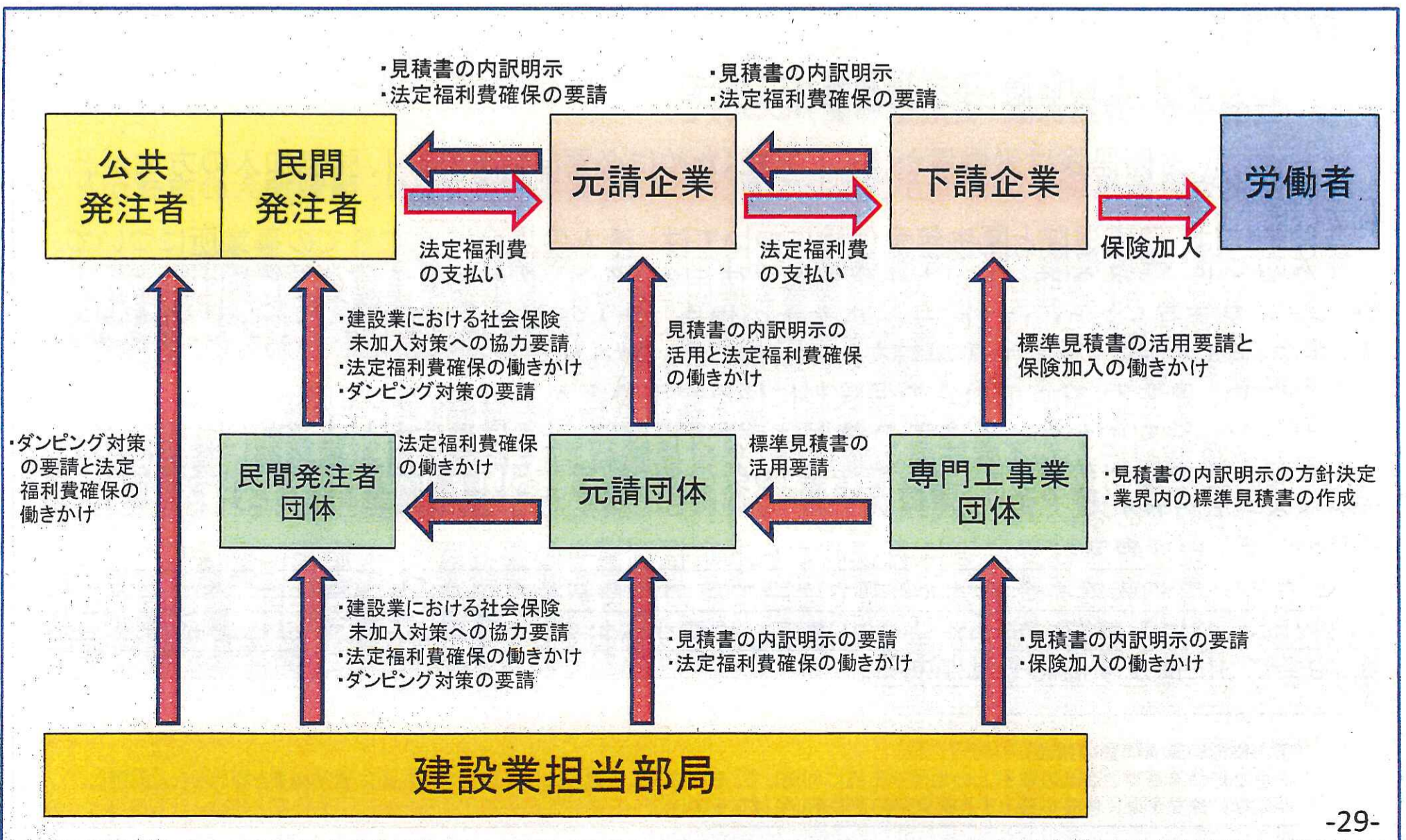
社会保険未加入対策の推進について

一、専門工事会社の社会保険加入を可能とするための施策についての当協会の意見は、元請による下請法定福利費の外出し(別枠)支給の実施と、発注者から元請及び元請から下請に対する下請法定福利費の支給を保証する仕組みの制度化、法制化の実現であります。

発注者から元請に下請法定福利費が支払わなければ、元請は下請に法定福利費の支払いを行うことは考えられないからです。そのための施策の一つとして、下請が元請に提出する見積書において明示する下請法定福利費を、元請が発注者に提出する見積書において、専門工事別に表示させる必要があります。元請団体に対し、下請法定福利費を外出しして表示する見積書式の検討・制定を指導されるようお願いいたします。

(参考III-5(1)-1) 法定福利費の確保イメージ

イメージ



Ⅱ-5 (2) 国土交通省直轄土木工事における法定福利費の確保について

- ◆国土交通省では建設業の社会保険の加入徹底に向けた対策を検討しており、関係業界団体・労働者団体等で構成する検討会において、法定福利費については、「発注者が負担する工事価格に含まれる経費であることを周知徹底するとともに、個別の請負契約の当事者間において見積等から適正に考慮するよう徹底する」とされた(平成24年2月「社会保険未加入対策の具体化に関する検討会」取りまとめ)。
- ◆国土交通省直轄土木工事における現在の積算では、実態調査による法定福利費の支払額に基づき現場管理費の一部として計上されているが、**本来事業者が負担すべき法定福利費(事業主負担分)の額**について、予定価格に適切に反映できるように**現場管理费率式の見直しを実施**。(国土交通省土木工事標準積算基準書)

見直しの結果

	現場管理費に占める法定福利費の割合		予定価格への影響
	見直し前	見直し後	
21工事区分平均	18.75%	22.07%	0.80%

※予定価格への影響は、各工種区分毎の平均工事価格(直接工事費)で算出。

- ◆見直し後の現場管理费率の適用は、**平成24年4月1日以降入札する工事から適用**する。

-30-

Ⅲ-5 (3) 「発注者・受注者における建設業法令遵守ガイドライン」(抄)

(平成23年8月29日 建設業課長から主要民間発注者団体向け通知)

8. 関係法令

8-2 社会保険・労働保険(法定福利費)について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度であり、強制加入の方式がとられている。

具体的には、健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない、また、雇用保険については、建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

このため、受注者には、これらの保険料に係る費用負担が不可避となっている。

これらの保険料にかかる受注者の費用は、労災保険料とともに受注者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるべきものである。

このため、発注者及び受注者は見積時から法定福利費を必要経費として適正に考慮すべきであり、法定福利費相当額を含まない金額で建設工事の請負契約を締結した場合には、発注者がこれらの保険への加入義務を定めた法令の違反を誘発するおそれがあるとともに、発注者が建設業法第19条の3に違反するおそれがある。

(参考)建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(不当に低い請負代金の禁止)

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

-31-

III-5 (4) 「発注者・受注者における建設業法令遵守ガイドライン」(抄)

(平成24年7月23日 建設市場整備課長から主要民間発注者団体向け通知)

国土建整第77号
平成24年7月23日

別記(主要民間発注者) 殿

国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長

法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について

現在、建設業においては、産業の持続的な発展に必要な人材の確保を図るとともに、事業者間の公平で健全な競争環境の構築を進めるため、社会保険等(雇用、健康、年金保険)の未加入対策を進めております。建設工事の質を確保し、将来の建設産業の担い手を確保する上で、社会保険等未加入対策の推進は重要な取組ですが、こうした取組を実効あるものとするためには、発注者各位のご理解とご協力が不可欠です。

については、以下について傘下の会員企業各位に情報提供いただくとともに、建設工事の発注に当たって、

- ①公正な競争が成り立つよう必要以上の低価格による発注をできる限り避けて、必要な経費を適切に見込んだ価格による発注を行い、
- ②発注する工事についての建設作業を担う技能労働者等に係る法定福利費が着実に確保されるよう、見積・入札・契約の際に配慮頂くことについて、ご理解、ご協力を頂くようお願いいたします。(後略)

<送付先>

一般社団法人 日本経済団体連合会会長
日本商工会議所理事長
公益社団法人 日本建築士会連合会理事長
社団法人 日本建築士事務所協会連合会理事長
社団法人 日本建築積算協会理事長
社団法人 日本建築家協会理事長
社団法人 建築設備技術者協会理事長
一般社団法人 日本自動車工業会理事長
一般社団法人 日本電機工業会理事長
石油化学工業協会理事長
石油連盟理事長
電気事業連合会理事長
一般社団法人 日本ガス協会理事長
日本百貨店協会理事長
日本チェーンストア協会理事長
一般社団法人 日本民営鉄道協会理事長

一般社団法人 不動産協会理事長
社団法人 日本ビルディング協会連合会理事長
社団法人 全国宅地建物取引業協会連合会理事長
公益社団法人 日本住宅建設産業協会理事長
社団法人 全日本不動産協会理事長
社団法人 全国住宅建設産業協会連合会理事長
社団法人 高層住宅管理業協会理事長
社団法人 不動産流通経営協会理事長
公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会理事長
一般社団法人 不動産証券化協会理事長
社団法人 大阪土地協会理事長
社団法人 中部不動産協会理事長
社団法人 住宅生産団体連合会理事長
社団法人 生命保険協会理事長
一般社団法人 日本損害保険協会理事長

III-5 (5) 工事発注価格に社会保険料を反映を(日本経済新聞)

(平成24年7月22日 日本経済新聞3面記事)

媒体名	日本経済新聞
掲載日	2012.7.22
	3

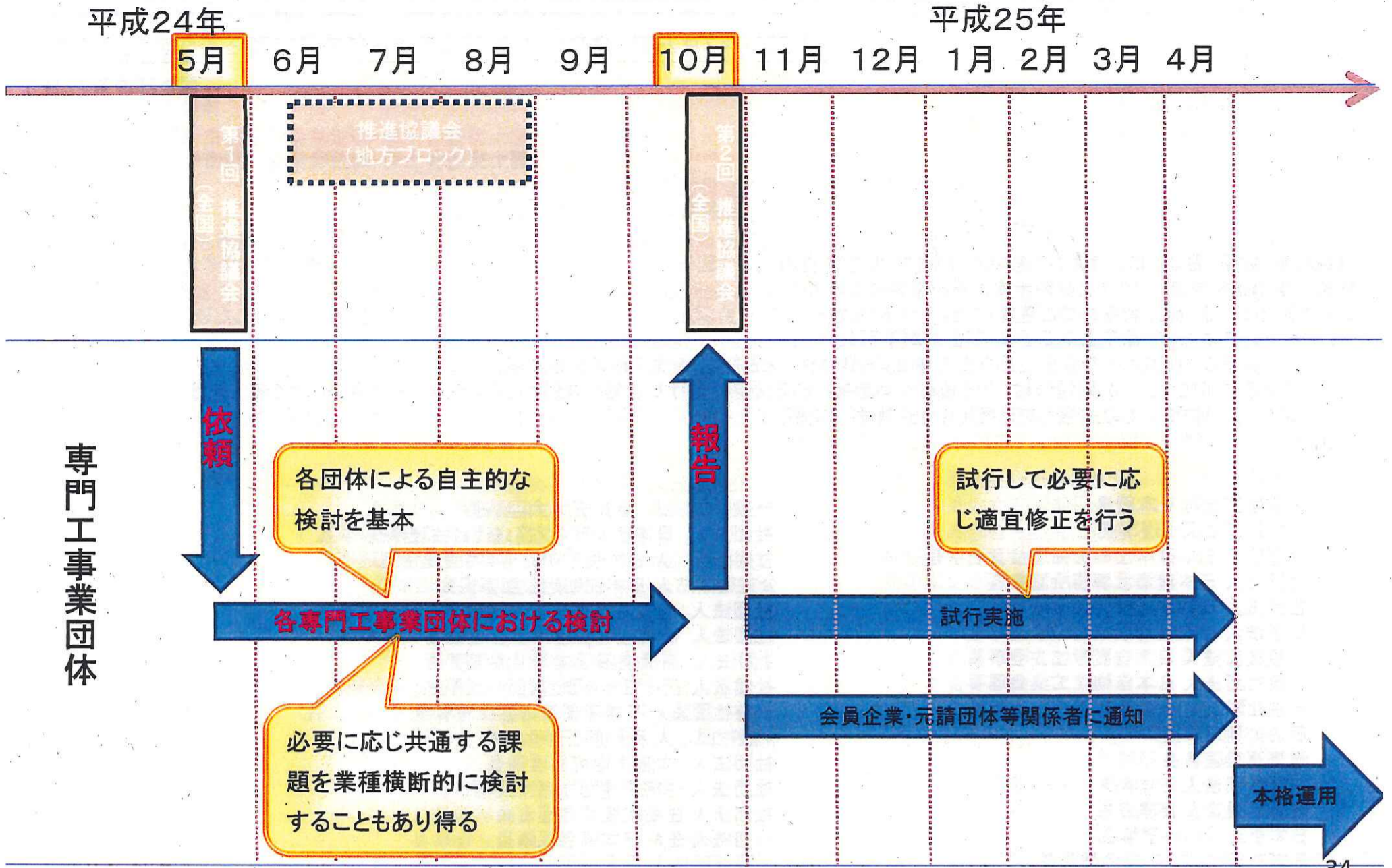
工事発注価格に社保料反映を 国土交通省

国土交通省は建設業者が社会保険に加入していない問題に関連し、労働者の社会保険料を発注価格に適切に反映させるよう経団連などに通達を出す。同省の調査で建設業に従事する労働者のうち、約4割が健康保険や厚生年金に加入していない。工事の発注者に理解を求める。

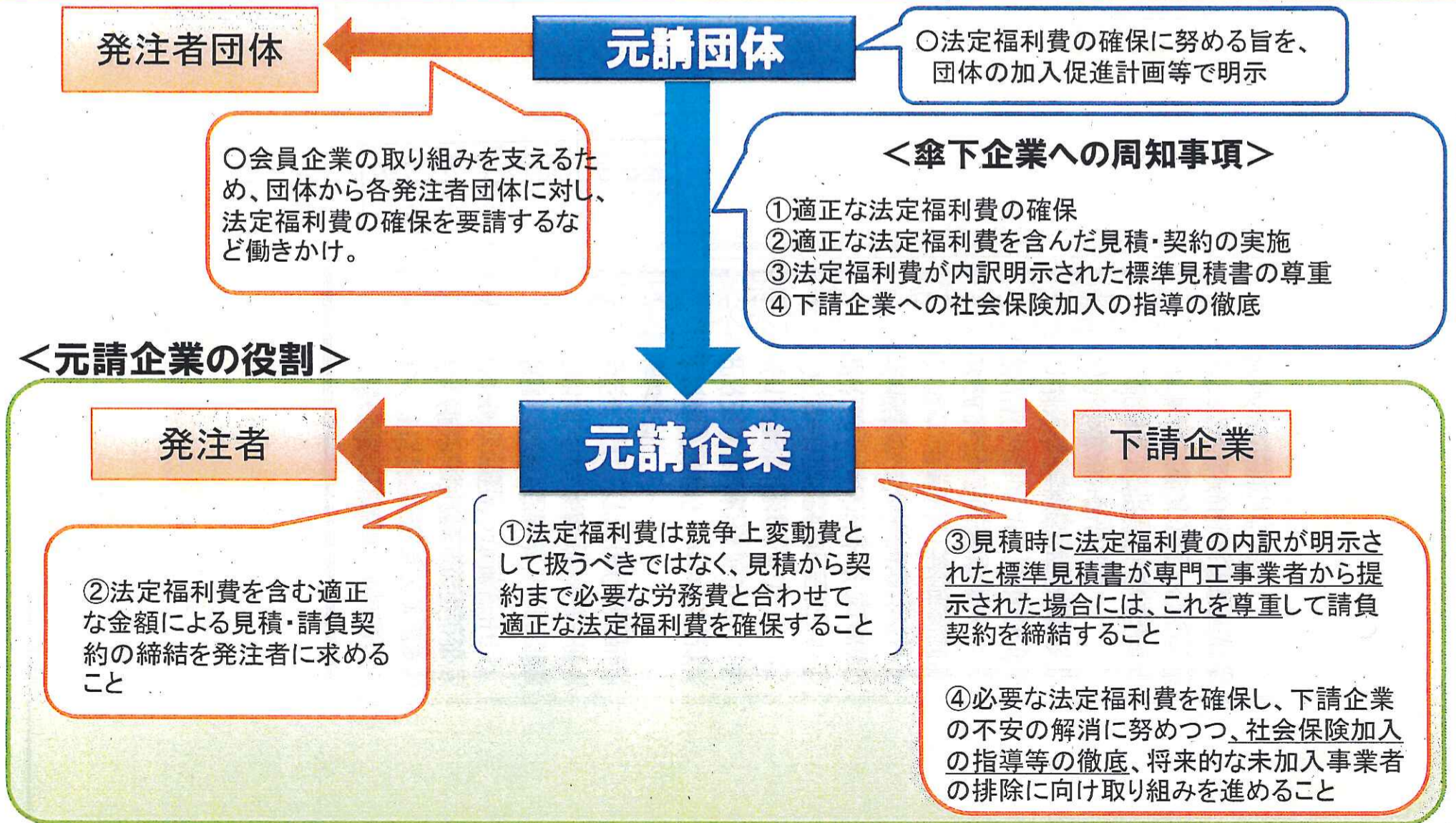
23日に通達する。1992年に84兆円あった建設投資は半減しており、ゼネコン間の受注競争は激しくなっている。ゼネコンは発注者の価格引き下げ圧力に応じるためには、下請け業者の社会保険料を削らざるを得なくなっているという。通達は「社会保険料を適切に負担している企業ほど競争上、不利になっている」とし、工事の見積もりに労働者の社会保険料を必要な経費として反映させるよう求める。

建設労働者は55歳以上が3割超を占め、高齢化が進んでいる。人材の確保には社会保険を含めた労働環境の改善が必要と指摘されている。

III-5(6) 標準見積書の作成に係るスケジュール(案)



法定福利費の確保による社会保険等未加入対策の徹底について (国土交通省土地・建設産業局建設市場整備課長通知(平成24年9月13日)の趣旨)



※傘下企業の内部において、工事の受注担当部局や専門工事業社の調達部門等も含め必要部署に徹底されるよう周知すること35-

III-5 (7) 「建設業法法令遵守ガイドライン(再改訂)<抜粋>

一元請負人と下請負人の関係に係る留意点

(平成24年7月 国土交通省土地・建設産業局建設業課)

12-2 社会保険・労働保険について

社会保険や労働保険は労働者が安心して働くために必要な制度である。このため、社会保険、労働保険は強制加入の方式がとられている。

健康保険と厚生年金保険については、法人の場合にはすべての事業所について、個人経営の場合でも常時5人以上の従業員を使用する限り、必ず加入手続を行わなければならない。また、雇用保険については建設事業主の場合、個人経営か法人かにかかわらず、労働者を1人でも雇用する限り、必ず加入手続をとらなければならない。

これらの保険料は、建設業者が義務的に負担しなければならない法定福利費であり、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

このため、元請負人及び下請負人は見積時から法定福利費を必要経費として適正に確保する必要がある。

下請負人は、見積書に法定福利費相当額を明示すべきであり、下請負人の見積書に法定福利費相当額が明示されているにもかかわらず、元請負人がこれを尊重せず、法定福利費相当額を一方的に削減したり、法定福利費相当額を含めない金額で建設工事の請負契約を締結し、その結果「通常必要と認められる原価」に満たない金額となる場合には、当該元請下請間の取引依存度等によっては、建設業法第19条の3の不当に低い請負代金の禁止に違反するおそれがある。

また、社会保険・労働保険への加入は法律で義務づけられているので、保険未加入業者は、その情状によっては、建設業法第28条第1項第3号の「その業務に関し他の法令に違反し、建設業者として不適当」に該当するおそれがある。

(参考)建設業法(昭和24年法律第100号)(抄)

(不当に低い請負代金の禁止)

第19条の3 注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならない。

(指示及び営業の停止)

第28条 国土交通大臣又は都道府県知事は、その許可を受けた建設業者が次の各号のいずれかに該当する場合又はこの法律の規定(中略)の規定の規定に違反した場合においては、当該建設業者に対して、必要な指示をすることができる。(略)

三 建設業者(建設業者が法人であるときは、当該法人又はその役員)又は政令で定める使用人がその業務に関し他の法令(入札契約適正化法及び履行確保法並びにこれらに基づく命令を除く。)に違反し、建設業者として不適当であると認められるとき。

III-5 (8) 重層下請構造の是正

○ 重層下請構造は、労務費へのしわ寄せなど多くの問題があることから、業界において自主的な取組を進めるとともに、行政においても取組を行います。

概要

○ 建設企業において積極的に自主的な取組を行いつつ、行政も請負・雇用に関するルールの徹底等を行う。

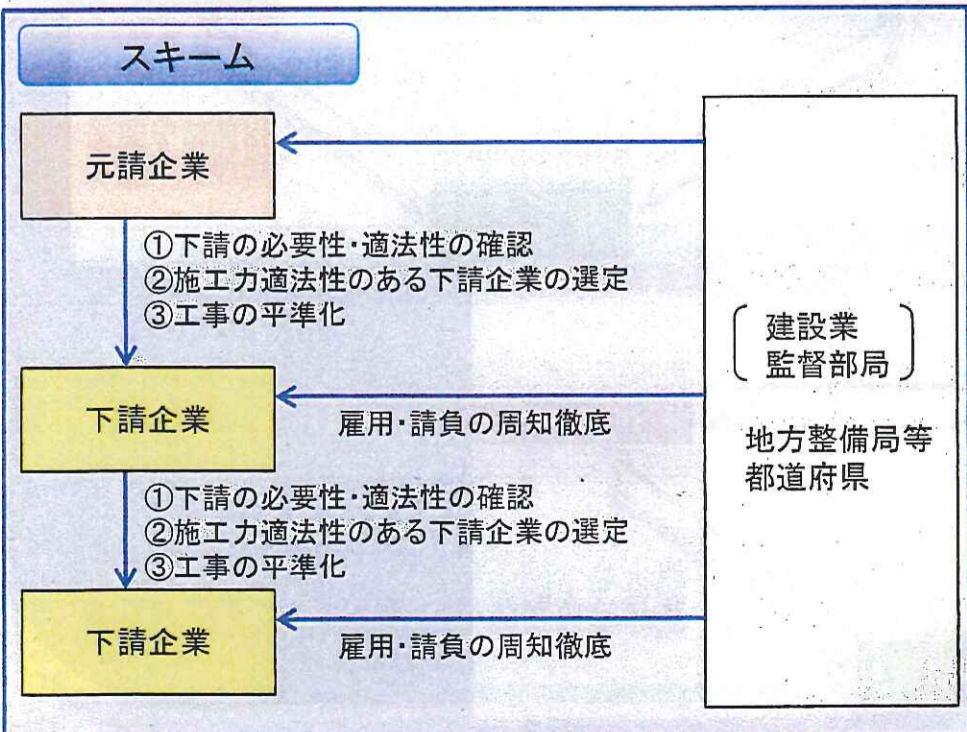
- ① 建設業界における取組
- ② 行政における取組
 - ・重層下請構造に関する実態調査
 - ・雇用・請負に関するルールの徹底 等

業界における取組

○ 契約当事者である建設企業及び建設業団体において、積極的に次の取組を行う。

- ・下請契約の必要性・適法性のチェック
- ・施工力適法性のある下請企業の選定
- ・工事の平準化 等

○ 各建設業団体に対し、社会保険加入促進計画において具体的な取組を明らかにすることを求める。



行政における取組

○ 重層下請構造に関する実態調査

- ・工事種別毎の下請次数
- ・外注の内容(工事の専門性、受注量・企業規模と外注費率の関係等)

○ 一括下請負の確認強化、主任技術者の配置徹底

- ・許可申請書等の記載内容や通報等に基づき、立入検査等により、確認・指導を実施
 - ※施工体制台帳、工事日報等により、一括下請負の実態がないか、主任技術者を配置しているかを確認する。
- ・元請企業(特定建設業者)からの下請指導状況について、行政からの指導を実施

○ 労働者性や請負・派遣の判断基準等の周知徹底

- 判断基準を解説した啓発用の資料の作成・配布
 - ※基準を現場で当てはめた際に、どのような事例が偽装請負等の問題に該当するか、分かりやすい素材を作成し、配布する。

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」の
実施における基本方針について

平成二十一年五月二十二日

社団法人 日本建設業団体連合会

「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」を実施するため、日建連および日建連会員企業は左記の基本方針に取り組みこととする。

一、賃金

- ①日建連会員企業は、建設技能者全体の賃金を改善することに努めることとする。
- ②日建連会員企業は、基幹技能者の職長の中から、日建連会員企業が特に優秀と認められた者を優良技能者と認定し、優良技能者の標準目標年収が六〇〇万円以上となるよう努めることとする。
- ③日建連は、(社)建設産業専門団体連合会と協調し優良技能者の賃金改善に努めることとする。

二、建設業退職金共済制度

- 共済証紙購入費用について、
- ①日建連会員企業は、民間発注者に負担の理解を得られるよう努めることとする。
- ②日建連会員企業は、民間発注者の理解を得られない部分について下請と協調しつつ、一定の負担に応じながら完全実施に努めることとする。
- ③日建連は、建設業退職金共済制度の運用について(独)勤労者退職金共済機構建設業退職金事業共済本部にその改善要望を行うこととする。

三、重層化

- 日建連会員企業は、重層下請構造の改善のため、
- ①重層下請次数を原則三次以内とする。
- ②また、五年後をめぐりに二次以内を目指して取り組むこととする。

四、教育

- 教育への支援について、
- ①日建連会員企業は、工業高校等の教育機関への講師派遣および作業所へのインターンシップ受け入れの支援について、積極的に取り組むこととする。
- ②日建連は、建設技能者の育成のため、(社)建設産業専門団体連合会と協力しながら技能資格を有する若年建設技能者に対し、補助金を拠出する制度を創設する。
- ③日建連は、富士教育訓練センターと協力しながら工業高校教師および専門工事業経営者等への教育実施のための費用の一部を補助する制度を創設する。

五、作業所労働時間・労働環境

- 日建連会員企業は、作業所労働時間・労働環境の改善のため、
- ①作業所日曜全閉所および土曜五〇%閉所を実施すべく努めることとする。
- ②快適職場認定一〇〇%取得を実施する。さらに快適職場認定のみならず、よりいっそう労働環境の改善に努めることとする。

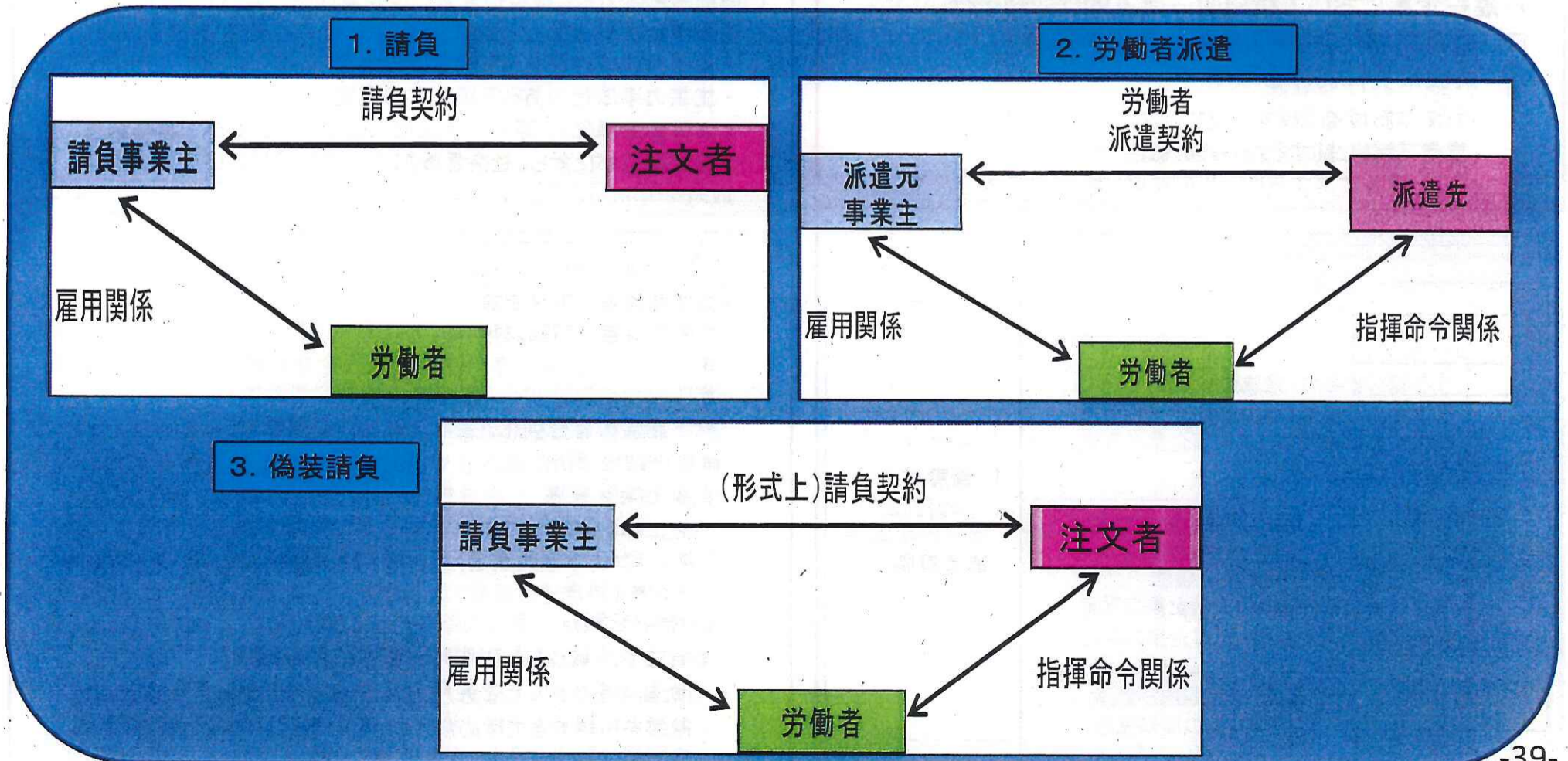
六、広報

日建連および日建連会員企業は、提言の実現のため、広報活動の強化を図る。例えば、建設業退職金共済制度について、制度の存在、意義等のPR、建設現場の仮囲いを利用した広報活動の実施等

以上

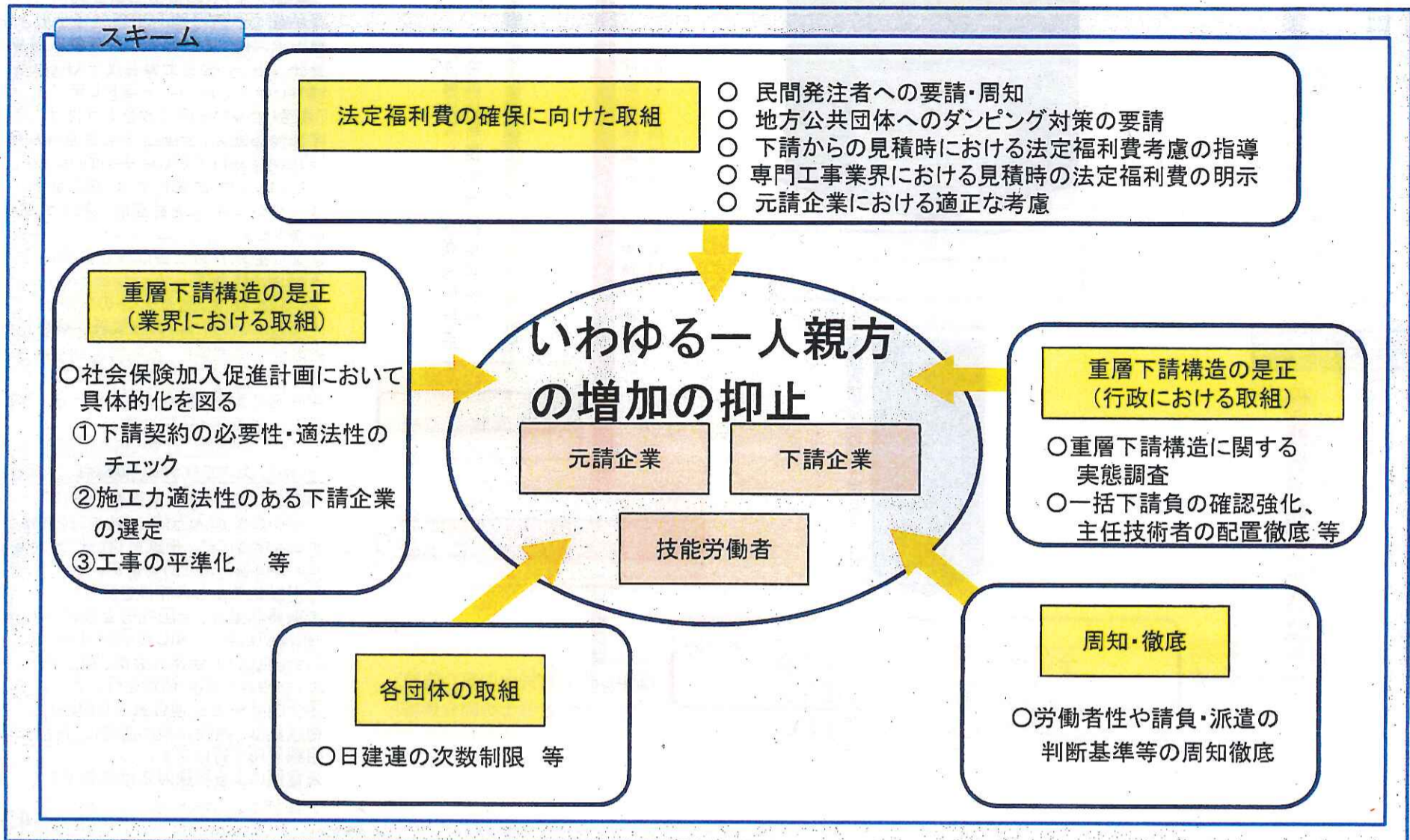
(参考III-5(10)) 請負、労働者派遣及び偽装請負について

- 偽装請負とは、「請負」という契約方式をとっているが、実態は「労働者派遣」の形態で業務を行うことです。
- **建設業務**(現場で直接生産に携わる技能工の業務等)については、**労働者派遣は禁止**されています。
- 偽装請負の問題点としては、安全衛生等の責任があいまいになり、危険防止措置が十分に講じられないまま、**労働者が労働災害にあう等の恐れが高まる**ことです。



III-5(11) いわゆる一人親方の増加の抑止に向けて

○ 社会保険の適用を逃れるために事業主が雇っていた技能労働者を一人親方として請負に変更するようなことがないよう、それぞれの立場から取組を行います。



III-5(12) (一般財団法人)建設業振興基金の相談窓口

**一般財団法人
建設業振興基金**

News Topics

ホーム > 社会保険未加入に対する取組へのお問合せ窓口

2012/07/02

社会保険未加入に対する取り組みへのお問合せ窓口設置について

建設労働者の処遇を向上し、建設産業を魅力ある職場にするために、行政、元請企業、下請企業など関係者が一体となった保険加入徹底に向けた取り組みが今年度から開始されます。

(一財)建設業振興基金では、社会保険未加入に対する取り組みについてのお問合せ窓口を設置いたしました。保険加入に当たっての手続き等については、社会保険労務士会と連携した体制を構築してご相談に対応いたします。

(平成24年7月2日 設置)
<http://www.kensetsu-kikin.or.jp/hoken-kanyu/>

— 社会保険等未加入に対する取り組みへのお問合せ先 —

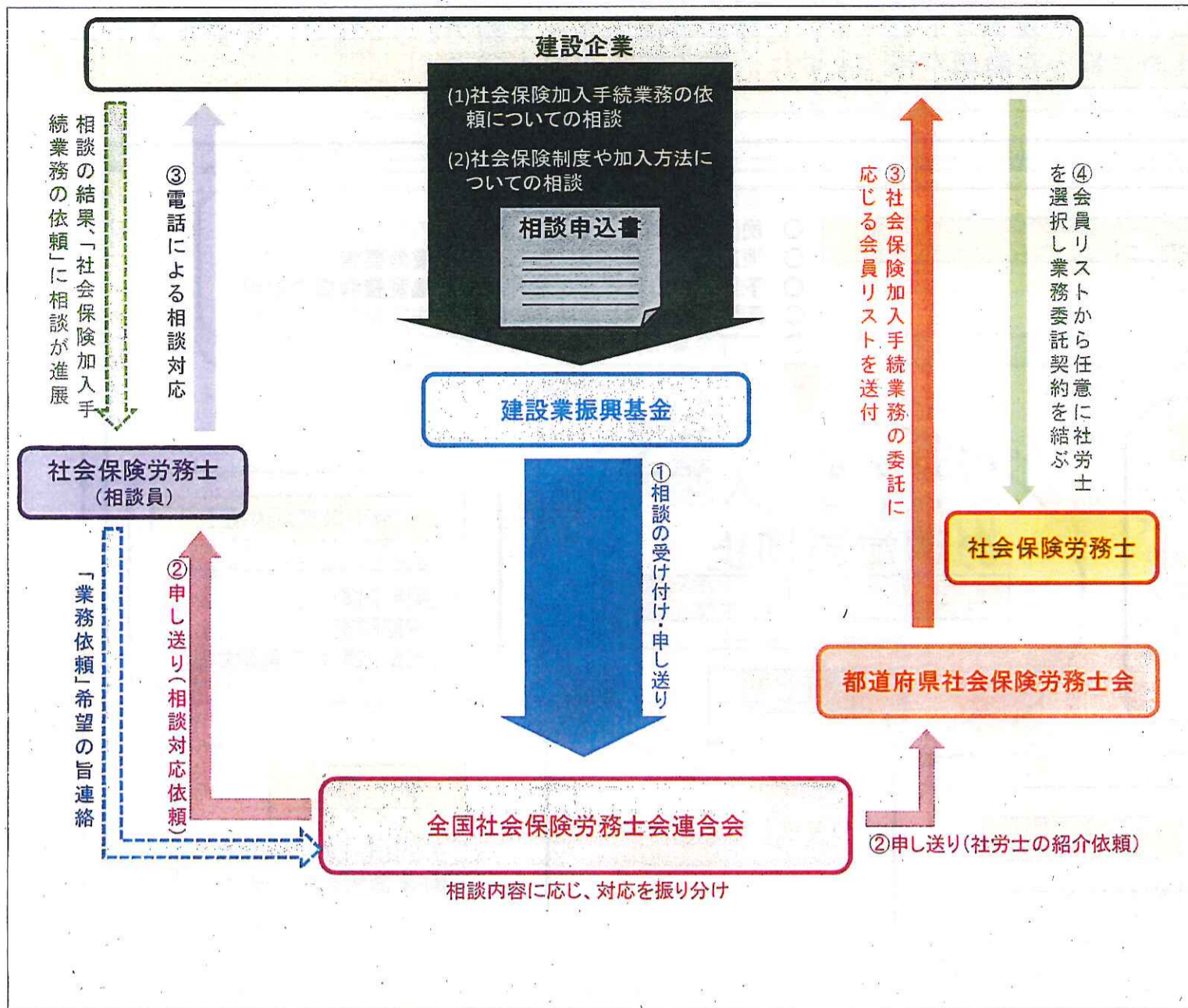
(一財)建設業振興基金 構造改善センター
 TEL 03-5473-4572 FAX 03-5473-4594
 受付時間: 9:00~12:00 13:00~17:00(土日・祝日を除く)

社会保険等に関する
相談申込書
[PDF形式]

リーフレット
社会保険等に加入しましょう
[PDF形式]

Copyright(C) (一財)建設業振興基金。本サイトに掲載されている記事・写真・図表などの無断転載を禁じます。

III-5 (13) 国土交通省・建設業振興基金・社会保険労務士会との連携について



【相談対応の流れ】

(1)相談内容が「社会保険加入手続業務の依頼について」の場合の対応

建設企業より建設業振興基金に「社会保険加入手続業務の依頼について」の相談があった場合、都道府県社労士会より建設企業に、社会保険加入手続業務の委託に応じる社労士の会員リスト(以下、「会員リスト」という。)を送付します。

- ①建設企業からの相談を受け付けた建設業振興基金は、全国社労士会連合会へ「相談申込書」の申し送りをを行います。
- ②全国社労士会連合会は、建設企業への会員リストの提供を都道府県社労士会に依頼します。
- ③都道府県社労士会は建設企業に会員リストを送付します。
- ④建設企業は、会員リストのなかから任意に社労士を選択し、業務委託契約を結びます。

※会員リストの提供は無料ですが、業務委託には費用が生じます。

(2)相談内容が「社会保険制度や加入方法について」の場合の対応

建設企業より建設業振興基金に「社会保険制度や加入方法について」の相談があった場合には、相談員(社労士)が電話による相談対応を行います。

- ①建設企業からの相談を受け付けた建設業振興基金は、全国社労士会連合会へ「相談申込書」の申し送りをを行います。
- ②全国社労士会連合会は、相談員(社労士)へ相談対応の依頼を行います。
- ③全国社労士会連合会から連絡を受けた相談員は、建設企業に連絡し、電話による相談対応を行います。

※電話による相談対応は無料です。

IV-1 よくいただくご質問

Q1: そうは言っても激しい競争の中で赤字でとても加入できない。

A1: 今は厳しい状況にあると思いますが、建設業の将来のために発注者や元請企業、行政など関係者が一体となって取り組みます。必要な法定福利費を確保するために、専門工事業界や元請団体も含めて取組を行います。状況の改善に向けて、是非個社でも、団体を通じてでも声を上げて下さい。

Q2: 真面目に対応している企業が潰れないよう不適格企業の排除を一斉に徹底して進めるべき。

A2: 保険未加入は許さないという考え方の下で、行政としても許可更新の際未加入事業者を洗い出し指導・通報を行っていきます。遅くとも平成29年度以降は未加入企業とは契約せず、未加入の作業員の現場入場を認めないという目標を明確にして、元請から下請への確認・指導を推進します。併せて法定福利費の確保に努めるなど関係者一体となって取り組んでいきます。

Q3: 見積りに法定福利費を明示しても、とにかく安く使いたいという今の状態ではうまく行かないのではないかと。

A3: 日建連は、会員企業に下請契約の見積時から法定福利費を適正に確保するとともに、専門工事業団体が作成する標準見積書の活用を周知方要請する方針です。必要な法定福利費の確保に向け、今後関係団体を挙げて保険加入促進計画を策定して取り組むことにしています。

Q4: すべての現場で働く職人は会社も保険料を負担する協会けんぽに加入しなければならないのか。

A4: 雇用関係にある常勤労働者を加入させるのが法令上のルールです。現場のすべての職人の加入を求めるものではありませんが、請負という名目でも各作業の指揮命令が行われ裁量性がないなど労働者であると認められる場合には、社員として保険加入を図るべきです。ただし日雇いの者や2ヶ月以内(雇用保険は4ヶ月以内)の期間を定めて使用される者は適用除外となります。

Q5: :これから年金をかけても厚生年金加入期間の25年に達しないため払い損になるのではないかと。

A5: 年金を受給するために必要な資格期間を25年から10年に短縮する法律が公布され、平成27年10月から施行されます。また、年金保険は、高齢になってから得る老齢年金のほか、1年以上加入していれば、怪我などで障害を負ったときの障害年金や、本人が亡くなった後の遺族への遺族年金にもつながることになります。